

**【研究ノート】**  
**陸上自衛隊草創期の防衛力整備**  
**— 5 個方面隊 13 個師団体制の成立まで —**

日田 大輔

〈要旨〉

警察予備隊時代に新編された管区隊は、米陸軍の編成等をモデルにしていたため、日本の地形への適応性に欠け、また運用上の困難性を伴うなどの問題が内在していた。次の保安隊時代には、部隊数を 10 個とすることが日米協議で確認されたが、財政上等の問題から管区隊とは別の小型化された組織（縮小管区隊及び混成団）として整備されることになり、陸上自衛隊時代（1 次防期）に 6 管区隊 4 個混成団として編成される。しかし、これら 10 個の作戦基本部隊は、規模や特性が異なるだけでなく、部隊配置も均整のとれたものになっておらず、また管轄区域外への移動が制限される等の問題があった。このため、陸上自衛隊はこれまでの管区隊等の編成等を見直し、日本の特性等を踏まえた新たな組織（師団）の編成・配置等と方面管区制の導入、すなわち 5 個方面隊 13 個師団体制成立に向けた検討を開始する。

はじめに

本稿では、陸上自衛隊の 5 個方面隊 13 個師団体制が、警察予備隊時代に創設された 4 個管区隊体制からどのような経緯を経て成立したのかを明らかにする。

1961 年 1 月、陸上自衛隊の 5 個方面隊 13 個師団体制が成立した。この方面隊を中心とした体制は、2018 年 3 月の陸上総隊創設まで継続しており、陸上自衛隊の基本的な体制とみることができる。警察予備隊から陸上自衛隊草創期までの陸上部隊の変遷に関する研究については、佐道明弘が「戦後日本の防衛問題をめぐる研究は、対象時期についても課題についても偏りがあり」<sup>1</sup>と述べているように、警察予備隊創設期に関する研究は数多くあ

---

1 佐道明弘『戦後日本の防衛と政治』（吉川弘文館、2003 年）2 頁。再軍備過程の時期と大綱・ガイドラインが決定された 70 年代に関心が集中している、と述べている（同頁）。

るものの<sup>2</sup>、警察予備隊時の4個管区隊がその後いかに発展していったのか、という点については、渡邊拓弥の研究<sup>3</sup>を除き管見の限り見当たらない。その渡邊の研究は、師団創設に至る陸上部隊の組織変遷を明かにした点で大変貴重であるが、わが国の陸上防衛体制に大きな影響を与えていた在日米地上軍との関係、師団創設に密接に関係している方面管区制の導入経緯、及び陸上総隊の検討等についてはほとんど触れていない。

本稿ではこうした点を踏まえ、1950年代における日米防衛関係に関する近年の研究<sup>4</sup>のほか、防衛省防衛研究所戦史研究センターが実施した『オーラル・ヒストリー』及び国立公文書館に所蔵されている自衛隊高官等の証言や、元防衛施設庁長官の宝珠山昇が所有していた史資料等<sup>5</sup>を活用しながら、5个方面隊13個師団体制に至るまでの陸上自衛隊の組織(特に、作戦基本部隊(管区隊、混成団及び師団))の変遷とその背景を明らかにする。

## 1. 警察予備隊の創設と4個管区隊体制

### (1) 米国の対日再軍備構想

#### ア 武装警察隊創設の合意

米国の対日再軍備の検討は、1946年から米軍部内で開始されていた。米軍部では、同盟国や占領地域の全ての資源を動員して戦う総力戦の考えが1946年以降登場し、これに関連して対日再軍備の検討も具体化していく。特に、対ソ戦に関しては最低限5個の日本師団を編成し、英米の地上4個師団とともに次のように配備することを検討していた<sup>6</sup>。

- ・北海道に1個米師団と2個日本師団
- ・北部本州に1個日本師団

2 警察予備隊創設については、たとえば以下の文献を参照。柴山太『日本再軍備への道』(ミルネヴァ書房、2010年); 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』(読売新聞社、1981年); 増田弘『自衛隊の誕生 日本再軍備とアメリカ』(中公新書、2004年); 秦郁彦『史録・日本再軍備』(文芸春秋社、1976年); 古関彰一「米国における占領下日本再軍備計画」『法律時報』第48巻10号(1976年9月)。

3 渡邊拓弥「陸上自衛隊の師団創設 組織編成からみる防衛力整備」防衛大学校総合安全保障研究科修士論文(2015年3月)。

4 1950年代における日米の防衛関係については、たとえば以下の文献を参照。植村秀樹『再軍備と五五年体制』(木鐸社、1955年); 中島信吾『戦後日本の防衛政策 「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』(慶應義塾大学出版会、2006年); 坂元一哉『日米同盟の絆 安保条約と相互性の模索』(有斐閣、2000年); 荒敬『日本占領史研究序説』(柏書房、1994年); 菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』(ミルネヴァ書房、1992年); 山本章子『米国と日米安保条約改定 沖縄・基地・同盟』(吉田書店、2017年); 柴山『日本再軍備への道』; 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』; 増田『自衛隊の誕生』; 秦『史録・日本再軍備』。

5 「防衛庁史資料」国立公文書館所蔵、『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』国立国会図書館憲政資料室所蔵など。

6 柴山『日本再軍備への道』7, 21, 27頁。

- ・東京地方に1個米師団
- ・大阪地方に1個日本師団
- ・下関海峡地域と西部本州に1個連合師団
- ・九州に1個連合師団と1個日本師団

しかしながら、米軍部内の極東戦略に係わる認識の相違、また非武装・非軍事化を対日政策の基本としていた国務省との対立等により、この構想は政府の意見としてまともになかった<sup>7</sup>。

1947年3月、ハリー・S・トルーマン（Harry S. Truman）米国大統領が「西側自由主義諸国の防衛強化」を発表し、ソ連との対立を鮮明にしていく。この時期、日本の非軍事化を基本方針としていた国務省の政策企画室長となったジョージ・F・ケナン（George. F. Kennan）は、日本の安全保障を確保するため、外部からの侵略は一義的に米軍に依拠し、内部からの侵略対処のために武装警察隊（constabulary）と沿岸警備隊（coast guard）を含む国内警察力（civil police force）の創設を提言<sup>8</sup>するなど国務省の対日姿勢にも変化がみられるようになる<sup>9</sup>。

1948年1月になると、ケネス・C・ロイヤル（Kenneth C. Royall）米陸軍長官が、「日本は極東における全体主義の防壁になるべきであり、アメリカは日本の自立達成に協力すべき」<sup>10</sup>とする方針を表明し、また陸軍省内でもこの頃には講和後の限定的再軍備に向けた「小規模、軽武装で二〇～三〇万人の日本軍隊」の創設を考えていた<sup>11</sup>。そして、10月になると米国家安全保障会議（National Security Council、以下NSC）がNSC13/2<sup>12</sup>で「日本国内治安の維持を目的とした十五万人程度の警察軍を創設する」<sup>13</sup>等の構想を決定するなど、この時期の米政府内では、対日講和後に治安対策のための武装警察隊創設について合意していたとみることができる。一方、日本占領の責任者であるダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）連合国最高司令官は、当初武装警察隊創設と陸軍創設のいずれにも反対していたが、最終的に「日本を西側軍事体制に組み込む」とする米政府の考えを受

7 柴山『日本再軍備への道』27-39頁。

8 菅『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』224-225頁。

9 国務省は、対日封じ込めアプローチに基づく日本非武装論と、ケナンの対ソ封じ込めアプローチに基づく日本非武装・非軍事化論が対立していた（柴山『日本再軍備への道』32頁）。

10 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』260頁。

11 菅『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』229-230頁。極東用戦域戦争計画では、ソ連の侵攻経路を北海道-津軽海峡、朝鮮半島-対馬海峡と見積っていた（柴山『日本再軍備への道』42-43頁）。

12 従来の対日政策を全面的に見直し、日本を西側陣営の一翼として復興させようとした政策。

13 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』261頁。

入れ、この構想の下に日本の再軍備を進めていく<sup>14</sup>。

このように米国の対日再軍備構想については、先行研究で指摘しているとおり、軍部及び国務省とも治安維持のために武装警察隊を創設することは一致していたものの、武装警察隊の創設を陸軍創設の布石と考える軍部と、あくまでも治安維持のための組織と考える国務省の立場は異なっており、またこれに加えてマッカーサーの日本再軍備の考え方も交差していたため複雑な構造になり、これらが背景となって警察予備隊の創設に影響を及ぼすことになる<sup>15</sup>。

#### イ 極東米軍総司令部の「警察予備隊創設計画」<sup>16</sup>

朝鮮戦争勃発後の1950年7月8日、マッカーサーは、「七五、〇〇〇人の国家警察予備隊の創設と、海上保安庁定員の八、〇〇〇人増加に必要な処置を講ずることを許可」<sup>17</sup>（いわゆる「マッカーサー書簡」）を決定し日本側に伝えた。

一方、連合軍総司令官総司令部（General Headquarters, Supreme Commander for The Allied Powers、以下GHQ）と極東米軍総司令部は、日本側にマッカーサー書簡を伝達する前から警察予備隊創設に向けた検討を始めており、1950年7月10日には警察予備隊の規模及び組織について基本的な考え方を示す「警察予備隊創設計画（National Police Reserve Plan、以下「創設計画」）」を作成していた。この「創設計画」では、極東米軍の地上部隊は朝鮮の他に今後台湾やフィリピン等への派兵の可能性があるため、4個師団では米統合参謀本部が計画している作戦の遂行が困難であることや、日本の警察力だけでは日本の法と秩序の維持が困難であり重要軍事施設を防護する能力がほとんどない等の問題認識が述べられている<sup>18</sup>。

この問題を解決するため、①7万5,000人の警察予備隊を創設すること、②約1万5,000人の歩兵型師団を4個編成すること、③配置（配備）の優先順位等が「創設計画」で述べられている。先ず①の定数の根拠は、極東委員会がポツダム宣言に基づき連合軍最

14 柴山『日本再軍備への道』64-65, 105-106頁。マッカーサーは、核兵器の戦術的使用と米本土からの援軍で日本防衛の任務を完遂する、と考えていた（大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集 第一巻 非軍事化から再軍備へ』（三一書房、1991年）42-43, 62頁）。

15 同上、64-67頁。米国の国務省、国防省、陸軍省等との再軍備を巡る構想の違いについては、第1・2章に詳しい。なお、米国の再軍備過程は計画性・方向性があり、また対日軍事力増強の要求についても「長期的な構想のもとに、一貫しておこなわれてきており、日本の集団的安全保障への参加の要求もその不可欠な一部であった」とする意見もある（菅『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』7, 286頁）。

16 警察予備隊創設計画については、以下の文献を参照。読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』：大嶽編『戦後日本防衛問題資料集 第一巻』。

17 大嶽編『戦後日本防衛問題資料集 第一巻』426-427頁。

18 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』65-69, 419-432頁。警察予備隊創設のための財政見積作業は、朝鮮戦争勃発前の7月6日に終了している（同65-66頁）。また、この文書では警察予備隊はNational Police Reserveでなく、Constabulary（武装警察隊、または警察軍）の名称がGHQ内部で使われていた（同66頁）。

高司令官に許容していた最大限 20 万人の警察力と現有数（12 万 5,000 人）との差に当たる説や、朝鮮戦争勃発時に日本本土にいた米陸軍兵力 4 個師団にそれが相当する、という師団編成の規模に着目した説などがある<sup>19</sup>。これらは、創設する組織を「警察の補完とするのか、或いは軍隊とするのか」の視点の違いと見ることができ、米政府内の対日再軍備構想の相違が影響していると考ええる。次に、②では武装警察隊（constabulary）ではなく歩兵師団（Infantry Division）と表現して組織の特性を表している点に特徴がある。なお、この編成案は「米陸軍と旧日本軍の歩兵師団の編成装備表を研究」したものとされる<sup>20</sup>。最後に、③の配置に関しては「（米軍が）四個師団を置いた日本の主要軍事地域」<sup>21</sup>に当初から配置することを決めていた点に特徴がある。この 4 個師団は、全国司令部及び 2 つの軍団司令部に統制され、「サービス（役務）司令部から技術支援」を受け、また連隊規模の部隊は「戦略的考慮の優先順位」と合致させた 1～12 までの番号をつけることになっていた<sup>22</sup>。部隊の配置と優先順位が記載された「警察予備隊配備計画図」（図1）をみると、米側がソ連の侵攻を北海道と北九州方面からと考え、各侵攻正面の作戦を仙台と京都にある中間司令部（「警察予備隊配備計画」では、軍団司令部と記述）において指揮させたいとする意図がみえる。

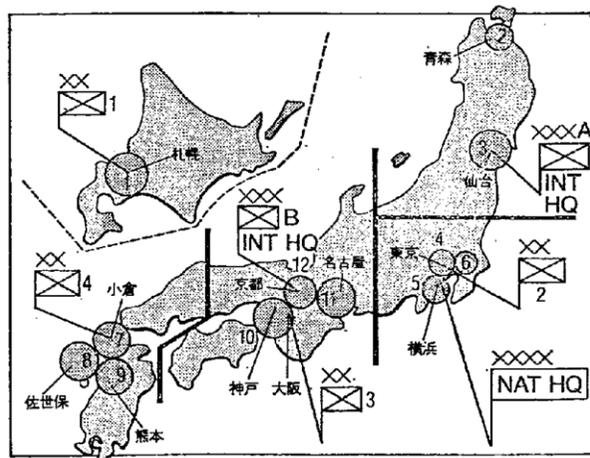


図1 警察予備隊配備計画図

(出典) 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』78 頁

19 同上、48 頁。秦『史録・日本再軍備』144 頁。

20 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』425 頁。大嶽編『戦後日本防衛問題資料集 第一巻』434 頁。旧陸軍の平時の常備師団（甲）は、人員約 1 万人。戦時編成では 2 万 5,000 人～2 万 9,000 人であった（防衛学会編『国防用語辞典』（朝雲新聞社、1980 年）142 頁）。

21 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』76 頁。

22 同上、429,431 頁。

このうち仙台の中間司令部の位置に関しては、1952年頃に第1幕僚監部第3部企画班で勤務していた中村龍平元統合幕僚会議議長が、在日米軍と北海道への侵攻対処計画について折衝した際に「(在日米軍が)北海道を放棄して後退し、仙台は敵に渡さないようにする」<sup>23</sup>と述べたとの証言から、当時米軍がソ連の北海道侵攻を北海道内で阻止することが困難と判断していたことが分かり、このことはその後の北海道防衛の責任を巡る日米の交渉へと繋がっていく。なお、この中間司令部構想は「要員の不足」、「機構が複雑になるし、四個師団程度なら中央の直轄でいいではないか」等の理由により立ち消えになっている<sup>24</sup>。

また、この配備計画における警備区域をみると、第1師団(札幌)の警備区域は北海道に加え青森・秋田・岩手・宮城の東北4県を担当しており、また、福岡に総監部を置く第4師団は九州(沖縄除く)だけでなく、山口県や広島県、島根県も担当している。つまり、本州と北海道または九州を結ぶ津軽海峡や関門海峡を警備上の要衝として捉え、該当する管区隊の警備区域内に含ませて管理させようとする考えが分かる<sup>25</sup>。

## (2) 警察予備隊の誕生

1950年8月10日、警察予備隊は「警察予備隊令(1950年政令260号)」の公布・施行とともに総理府の機関として創設された。警察予備隊の目的は、「わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するのに必要な限度内で、国家地方警察及び自治体警察の警察力を補う」もので、任務は「治安維持のため特別の必要がある場合において、内閣総理大臣の命を受け行動するもの」であった<sup>26</sup>。また、警察予備隊の定数は7万5,100人(うち7万5,000人が警察予備隊の警察官。100人は本部要員)であり、総隊総監が直接部隊の指揮を行う特性を有していた。警察予備隊の各部隊等は、米軍顧問団の部隊編成計画に基づき行われ<sup>27</sup>、第1管区総監部(1950年12月19日)、次いで第2、第3、第4

23 朝日新聞社「自衛隊50年」取材班『自衛隊 知られざる変容』(朝日新聞社、2005年)300頁。防衛省防衛研究所戦史部編『中村龍平オール・ヒストリー』(防衛省防衛研究所、2008年)120,144,174頁。1952年12月、企画班は警備班に改称。

24 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み 警察予備隊から自衛隊へ」18『朝雲新聞』1989年3月16日。読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』78-79頁。林敬三初代警察予備隊総隊総監の証言。

25 青森県は1953年に第1管区隊(1954年に第6管区隊へ変更)へ、山口県は1961年に第13師団へそれぞれ管轄が変更された。

26 陸上幕僚監部総務課文書班隊史編さん係編『警察予備隊総隊史』(防衛庁陸上幕僚監部、1958年)298頁、東京大学法学部研究室図書館所蔵。(以下『警察予備隊総隊史』)。

27 警察予備隊の組織の形態は、「警察予備隊施行令(1950年政令第271号)」及び「警察予備隊の部隊の編成及び組織に関する規程(1950年総理府令第52号)」により整えられるが、この規程は単に部隊の編成、組織の大綱を定めたものに過ぎなかったため、実際に部隊を編成するには編成表の作成が必要であった(『警察予備隊総隊史』42-44頁)。このため、「警察予備隊規程1951年第6号(3月26日付)」によって管区隊の編成表を明らかにするとともに、管区隊の各部隊の名称も決定し、さらに「一般命令1951年第6号(4月19日付)」により部隊の新編成を行うこととなった(『警察予備隊総隊史』42-44,170-175頁)。

管区総監部の順に設置され、これに引き続き管区隊、管理補給隊を編成し1951年5月1日に全ての部隊の編成が完結した<sup>28</sup>（図2）。

警察予備隊創設時の管区隊の定数は1万5,000人であり、3個普通科連隊を基幹とする3個単位制であった<sup>29</sup>。その戦力は、旧軍師団と比較すると砲兵火力の門数比2倍、機動力は車両比で約5倍であり、管区隊の編成・装備は旧軍よりはるかに優れるとともに、ソ連軍に対抗する上で不可欠な対機甲火力及び対空能力の向上も著しく、特に装備の質・量はソ連狙撃師団に匹敵するものであった<sup>30</sup>。また、部隊の配置は防衛の見地から「中共、朝鮮、ソ連との関係上重要な地域を対象とし、併せて密航ルート（中略）地形交通網を重要な要素とする」こと、また治安維持の見地から「交通・通信機関、発電施設、重要官衛、鉱山その他重要基幹産業」等を考慮し「全国的な配置の均勢」と「非常の際の機動に

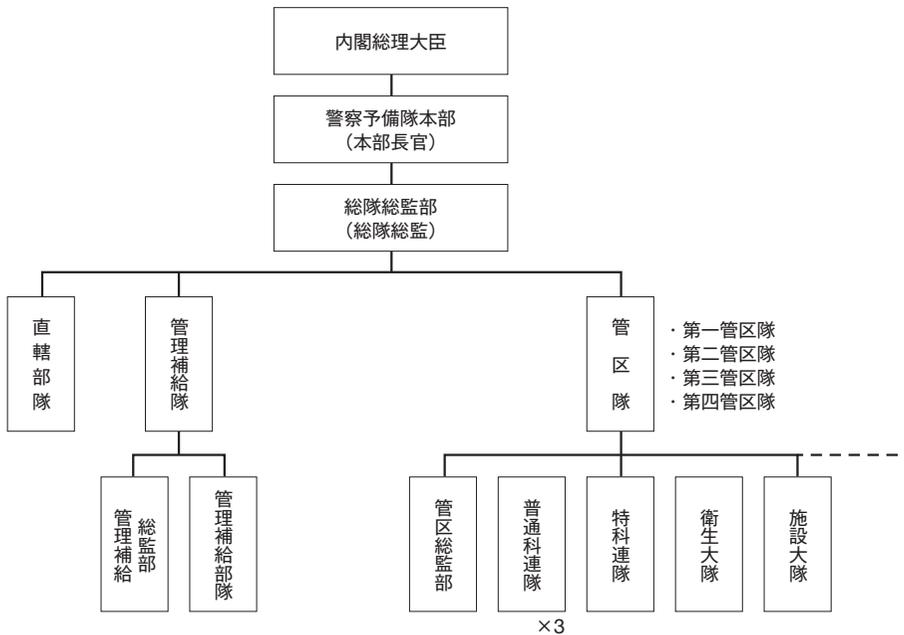


図2 警察予備隊の組織（1950.12.29以降の部隊）

（出典）「自衛隊十年史」編集委員会編『自衛隊十年史』（大蔵省印刷局、1961年）28頁を基に筆者作成

28 『警察予備隊総隊史』42-44, 104頁。7万5,000人の定員には欠員があったため、管区隊は極力完全定員に充足し、管理補給隊は当分の間欠員のまま置く、とされた（『警察予備隊総隊史』104頁）。

29 普通科連隊の編成は3個大隊（各大隊4個中隊を保有）、本部中隊、重迫撃砲中隊（第13中隊）、戦車中隊（第14中隊、4個小隊編成）、管理中隊、衛生中隊から成り定数3,200人であった。

30 葛原和三「朝鮮戦争と警察予備隊」『防衛研究所紀要』第8巻第3号（2006年3月）34-35頁。

要する時間(交通機関、自己機動力)」を考慮して行われた<sup>31</sup>。

### (3) 講和条約締結後の陸上兵力の検討

#### ア 米側の検討(「32万5,000人10個師団」構想)

1951年3月8日、米陸軍省は1952年度中に日本の陸上部隊を10個師団に増強するための予算要求を準備し<sup>32</sup>、5月には大統領が10個師団案を決定する<sup>33</sup>。この決定を受けて、マシュー・B・リッジウェー(Mathew B. Ridgway)極東米軍総司令官は、「警察予備隊を約三〇万人(筆者注:実際の要求定数は、32万5,000人)の均衡の取れた一〇個師団の陸軍へと段階的に拡大」する計画を9月に提出した<sup>34</sup>。この10個師団へ段階的に拡大するための具体的な手順は、「一九五二年中に警察予備隊を七万五〇〇〇人から一五万六〇〇〇人へ、すなわち四個師団から八個師団へと増員し、一九五三年にはさらに二個師団を増やす」ものであり、この計画でリッジウェーは、「一〇個師団に拡大した日本陸軍が、米陸軍を日本防衛から完全に解放する」ことを期待していた<sup>35</sup>。しかし、米軍部内では調達・予算状況から実施困難とする意見があったため、米陸軍省と極東米軍は10個師団の大枠は維持するものの、編成と装備は妥協することとなり、その実体は4個師団のみの完全装備化へと変化していた<sup>36</sup>。

なおこの時期、極東軍は「極東軍司令官作戦計画4-51」の改訂(1951年8月)において、警察予備隊に期待する任務を「(特定地域に固定する)守備任務から、(日米統合部隊の一部としての)機動的な防衛作戦任務」へと変更している<sup>37</sup>。

#### イ 保安隊創設に向けた日米の協議

1952年1月22日、吉田とリッジウェーの会談が行われた。この会談前、吉田の軍事顧

31 「予備隊の編成装備及び配置について(案)」渡邊昭夫監修/佐道明広ほか編『堂場文書 DVD-ROM版』(丸善、2013年)通し番号2546。(以下『堂場文書』)。特科部隊は原則として、師団司令部所在地付近に配置することなども考えられていた。配置については、「まず取得容易な施設や米軍の空きキャンプへの収容」を行っていたことから、防衛的な見地だけの配置ではなかったことが分かる(防衛庁史室編「戦後防衛の歩み 警察予備隊から自衛隊へ 100」『朝雲新聞』1990年11月29日)。

32 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み 警察予備隊から自衛隊へ 32」『朝雲新聞』1989年6月29日。予算要求は、「特別極東陸軍予備品計画(Special FECOM Reserve Program)」を基に実施した。なお、FECOMとは米極東陸軍のことであり、United States Army's Far Eastern Commandの略。

33 柴山『日本再軍備への道』470頁。

34 同上。増田『自衛隊の誕生』29頁。

35 柴山『日本再軍備への道』470-471頁。

36 同上、467, 470-480, 518頁。

37 同上、344頁。朝鮮半島撤退後は日本が第一線と位置づけられ、1951年4月の極東米軍の作戦計画書では、朝鮮半島の米軍が日本に後退するまで、警察予備隊が北日本と南日本の特定地域で防衛の任務にあたることになっていた(同336-337頁)。

問的存在であった辰巳栄一元陸軍中将は、GHQに赴き新防衛部隊創設の計画を提示した<sup>38</sup>。その後、再度GHQを訪れた辰巳はドイル・O・ヒッキー（Doyle O. Hickey）参謀長等から「日本の本土を防衛するためには10個師団32万5,000人は必要」<sup>39</sup>との説明を受けている。この兵力数を巡る交渉は難航したものの、米国が要求を18万人に落とし、最終的には吉田とリッジウェーとの会談で、「とりあえず十一万人、翌年に十三万人」の線で折り合った<sup>40</sup>。

また、この頃吉田は衆議院予算委員会で「警察予備隊は今年の十月をもって一応打ち切るつもり」であり、「日本の治安状況、あるいは国外の状況等によりまして、防衛隊を新たに考えたいと思って、ただいま研究中」<sup>41</sup>であると発言し、保安隊発足に向けた動きを公式に表明した。

4月28日、サンフランシスコ講和条約及び日米安保条約が発効した。安保条約の前文には「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する」<sup>42</sup>という文言が挿入されるが、その後この文言が日本の防衛力整備の楔となっていく。

#### (4) 北部方面隊新編の検討

1952年5月16日、自衛力漸増の第一歩として「警察予備隊令の一部を改正する等の法律案」により警察予備隊定数を3万5,000人増員する法案が審議された。この増員は、国内治安の確保のため<sup>43</sup>、及び現在の治安状況から予備隊の増強が必要<sup>44</sup>等の理由から可決され、これにより吉田・リッジウェー会談で了承した目標定数11万人<sup>45</sup>となることが決まった。

この3万5,000人増員にあたり警察予備隊総隊総監部では、「二管区隊増強」、「一管区隊、学校、直轄部隊等の増強」及び「学校、直轄部隊等のみの増強」の3案を検討

38 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み 警察予備隊から自衛隊へ」33『朝雲新聞』1989年7月6日。警察予備隊を改編して1952年11月に4個管区隊8万人の新防衛部隊を設置することや、翌年3月までには10万人（各管区隊を2個師団ないし1個軍団で編成）に増強することなど。

39 「辰巳栄一インタビュー」『堂場文書』通し番号2838、15-16頁。辰巳自身は、「(32万5,000人という数字は)北海道から九州まで配備するとすれば必要な数だということはよくわかる。(中略)本土防衛という考えに立てばそれは当然の数」と考えていた(同頁)。

40 秦『史録 日本再軍備』197頁。13万人としたことに、米政府は強烈な不満をもったとされ(同頁)、ワトソン少将(在日保安顧問団長)の大橋武夫国務大臣宛覚書には「昭和28年度早々において18万人に増員することを申入れてきた」ことが記載されている(「昭和33年3月5日 万田蔵相への説明資料」『堂場文書』通し番号1850)。

41 大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集 第二巻 講和と再軍備の本格化』(三一書房、1992年)340頁。

42 同上、233頁。

43 第13回国会衆議院予算委員会議録第6号(1952年2月1日)8頁(大橋武夫(警察予備隊担当)国務大臣答弁)。

44 第13回国会衆議院予算委員会議録第13号(1952年3月31日)5頁(大橋武夫(警察予備隊担当)国務大臣答弁)。

45 この11万人という数字の内訳は、GHQ-2の覚書によると士官1万1,000人、下士官2万人、兵7万9,000人とされる(柴山『日本再軍備への道』481頁)。

していた<sup>46</sup>。しかし政府は、国会において後方部隊の充実、学校等の増設及び方面総監部の新設については説明しているものの<sup>47</sup>、警察予備隊が検討していた管区隊の増強についての言及は見当たらない。政府は、この新設を予定している方面総監部について「大体二管区を統轄する上級指揮機関」であり、「直轄部隊は多くとも一万人程度まで」の組織とし、「距離的な関係等を考慮」して北海道に配置する、と当初説明している<sup>48</sup>。その後、「(北海道は)距離的に離れておりますばかりでなく、内地との間に相当の海峡をもって隔てられておりますので、どうしてもここは治安の乱れた場合には別個になりやすい地点、(中略)北海道それ自体が広い地域で(中略)今日一管区隊すら完全に配置していないような状態」と説明が具体的になる。また方面総監部の権限を「中央から大綱的な委任」を受けるとしておく必要がある<sup>49</sup>、とも考えていた。

このような中、総隊総監部は「管区隊を増強せず、一方面隊の新設と後方部隊の増強を行う」方針を決定し、「昭和二十七年度警察予備隊総合業務計画に関する指示」において「十一万の部隊配置については、北海道方面に重点をおいて配置」とする長官の方針を示した<sup>50</sup>。この北部方面隊は、保安隊発足時に編成されることとなり、先ず9月20日に総監部が編成され、次いで10月15日に第2管区隊及び北部方面会計隊等が北部方面隊に編成された。また、北部方面隊の隷下部隊として、第2管区隊の他に第1特科団本部や独立第1施設群等が配属され、方面隊は北海道全域及び東北四県の警備を担当することになった<sup>51</sup>。

その後、東北四県の地区警備の担任は、「一般命令(1953年第18号)」によって第1管区隊に移管され、方面隊は北海道防衛に専念できる態勢となった。そして「二十八年度保安隊総合業務計画」では、前年度の業務計画で述べていた「北海道方面に重点をおいて配置」から「北海道を重点として地上防衛態勢を確立」へと変化し、これにより北方重視の姿勢がより鮮明となり、「漸次米軍から防衛責任を引き受ける態勢を整える」<sup>52</sup>ことになる。

なお、この方面隊(方面隊総監部)の北海道配置は米国も関係している。米軍が北海道防衛を日本に任せようと考えていたのではないかと、ということは先に述べたが、1952年7

46 『警察予備隊史』105頁。

47 第13回国会衆議院内閣委員会議録第13号(1952年3月31日)5頁(大橋武夫(警察予備隊担当) 国務大臣答弁)。

48 同上、7-8頁(増原恵吉警察予備隊本部長官答弁)。

49 同上、8、10頁(大橋武夫(警察予備隊担当) 国務大臣答弁)。

50 『警察予備隊総隊史』105頁。陸上幕僚監部総務課文書班隊史編さん係編『保安隊史』(防衛庁陸上幕僚監部、1958年)10-11頁、東京大学法学部研究室図書館所蔵。(以下『保安隊史』)。

51 『保安隊史』12頁。1955-58年頃の北方総監部には、副総監(陸将補)が配置されているが、幕僚副長は配置されていなかった(天野良英『回想の陸上自衛隊』(軍事研究社、1970年)132頁)。

52 同上、90-91、113頁。

月16日、リロイ・H・ワトソン（Leroy H. Watson）在日保安顧問部（Security Advisory Section-Japan、以下 SASJ<sup>53</sup>）長は、大橋武夫国務大臣（警察予備隊担当）に「警察予備隊が米駐留軍に代わって北海道防衛責任を引き受ける」よう提案し、7月22日、警察予備隊幹部と SASJ 幹部は「日本政府は一九五三年の或時期に於て北海道防衛の責任を執るべきものとする事」を同意する<sup>54</sup>。

このように1953年頃になると、北海道防衛は日本が主体で行うことが日米双方の諒解事項になったと考える。

## 2. 保安隊の発足と1個方面隊6個管区隊体制

### (1) 保安隊の特性と組織

1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約及び日米安保条約が発効し、日本は独立を回復した。独立により、ポツダム政令に基づき作成した警察予備隊令は廃止となり、これに代わり保安庁法が7月31日に制定・公布され、翌日保安庁が設置された。

保安庁は、警察予備隊を引継ぐ保安隊（10月15日に改組・改称）と、海上保安庁海上警備隊を引継ぐ警備隊を管理運営する統合機関として発足し<sup>55</sup>、これに併せ保安隊の隊務を行う第1幕僚監部<sup>56</sup>と警備隊の隊務を行う第2幕僚監部が新たに設置された<sup>57</sup>。保安庁の組織の特色は、総隊総監部を廃止し幕僚監部制を採用したことにより、これによって総隊総監が直接各部隊の指揮を執る制度から、長官が部隊に対して指揮命令を行う際に幕僚長が長官を補佐する制度に変わった<sup>58</sup>。その保安庁の任務は、「わが国の平和と秩序を維持し、

53 米軍顧問団の名称は、警察予備隊時の民事局別館（或いは別室）（Civil Affairs Section Annex、通称 CASA）から保安隊時の在日保安顧問部（SASJ）、在日保安顧問団（Safety Advisory Group Japan、通称 SAGJ）、陸上自衛隊時の在日軍事援助顧問団（Military Advisory Assistance Group Japan、通称 MAAGJ）と変化する。創設当初は各駐屯部隊の指揮官として部隊の編成、訓練の実施等に当たっていたが、1952年5月3日の日本の独立記念式典以降は顧問的立場となる（増田『自衛隊の誕生』238頁。顧問団と陸上自衛隊の関係は第1章に詳しい）。1974年7月、軍事顧問団は相互防衛援助事務所（Mutual Defense Assistance Office：通称 MDAO）に改称・改組した。

54 柴山『日本再軍備への道』512-513頁。

55 『自衛隊十年史』52頁。保安庁法施行により、内部部局と警備隊は8月1日に発足したが、保安隊は警察予備隊の一般隊員の任用期間（10月14日）があったため、10月15日に発足することになった（同53頁）。

56 幕僚監部内組織の名称は、人事・訓練部等から第1～4部に変更され、野戦型司令部の性格が残った。

57 保安庁法案作成にあたっては、警察予備隊と海上警備隊を「一軍」の下にまとめるか否かという問題が浮上するが、「海軍再建」を目指していた旧海軍軍人たちと米極東海軍司令官による強硬な反対により一元化は見送られた、とされる（中島『戦後日本の防衛政策』32-34頁。C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト『小田村四郎（元行政管理事務次官 元拓殖大学総長）オーラルヒストリー』（政策研究大学院大学、2004年）116頁。海原治『日本防衛体制の内幕』（時事通信社、1977年）161-171頁）。

58 『保安隊史』2頁。この時期の内部部局は、長官官房、保安・人事・経理・装備局と第1-2幕僚監部から成っていた。

人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うこと」となった<sup>59</sup>。この任務は、警察予備隊令にあった「国家地方警察及び自治体警察の警察力を補うため」の文言が削除されたことから「警察からの独立性が鮮明」になった。また同じく「治安維持」(第3条)も削除されたことにより任務の幅が広がり、そのほかにも命令服従義務や警職法準用以外の武器の使用などが規定されたことから、警察予備隊時代に比べて軍事的性格が一段と強められた<sup>60</sup>、とされる。

保安庁発足時、保安隊の定数は11万人となり、編成は新設の北部方面隊を加えた1個方面隊4個管区隊体制(編成完結は12月12日)でスタートした(図3)。また、各管区隊の警備隊区は「なるべく県、市、町、村などの地方行政区画に一致」させ、名称は「地方行政区画等の地域名又は地点名を冠して呼称する」ことも決まった<sup>61</sup>。

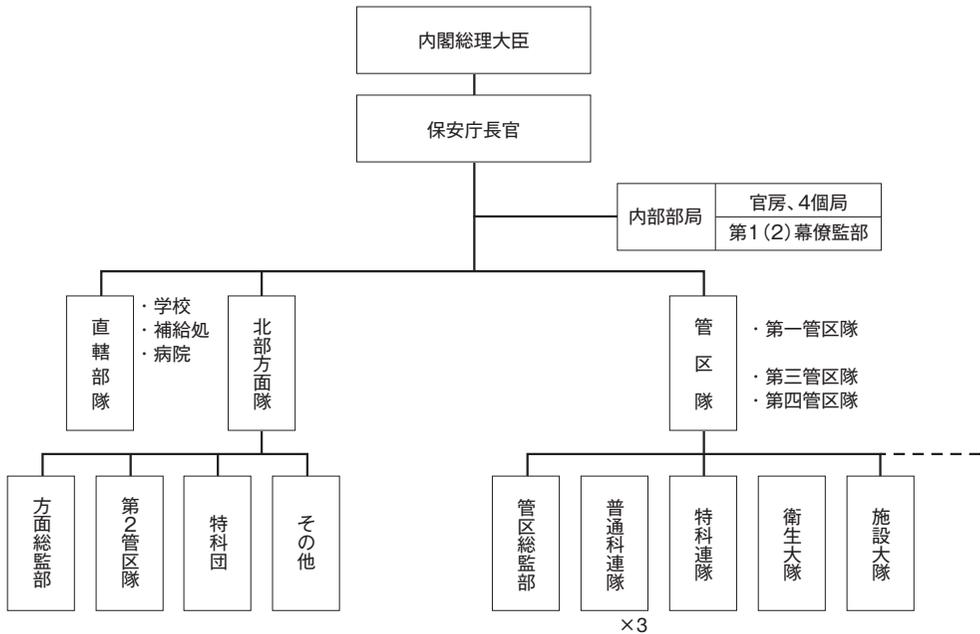


図3 保安庁(隊)の組織

(出典)『自衛隊十年史』55, 56頁を基に筆者作成

59 同上、255頁。

60 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』288頁。保安隊に名称を変更した理由は、警察との名称の類似性による観念の混同と隊務運営への影響、警察と警察予備隊の実力が本質的に違う等の理由による(第13回国会衆議院内閣委員会議録第13号(1952年3月31日)9頁(大橋武夫(警察予備隊担当) 国務大臣答弁))。

61 『保安隊史』117頁。「保安隊の警備担当区域に関する達(1954年保安隊達第1号)」。

## (2) 陸上兵力を巡る日米の協議

### ア 米国の対日戦略の変化と日本の対応

1953年1月20日に誕生したドワイト・D・アイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権は、ポスト朝鮮戦争を睨んだ世界戦略、特にアジア戦略の展開のため<sup>62</sup>、日本を極東の安定勢力として強化・育成する政策をとる。3月30日、同政権はトルーマン政権下で採択したNSC125/2<sup>63</sup>の達成が困難であると判断し、新たに日米両軍の指揮及び戦術面での相互運用性に重点を置く方針を固めたNSC125/4を採択して、従来の陸軍偏重から陸海空三軍のバランスを配慮した再軍備路線へと切り替える政策を打ち出した<sup>64</sup>。このような流れの中、ジョン・フォスター・ダレス（J. F. Dulles）国務長官は米上下両院外交委員会合同会議（5月5日）で「日本に対しMSA援助を行う用意がある」<sup>65</sup>と表明する。

一方、日本側にとってMSA協定の締結は、朝鮮戦争の収束による経済成長の限界が見えてきていることから重要な案件であった。しかし、憲法上の問題や吉田の軽武装・経済優先路線との関係から、MSA法で規定されている軍事的義務の履行要件や防衛力の増進・維持要件の取扱いが問題となっていた<sup>66</sup>。またこの時期、社会党などの革新勢力が議席を伸ばしている状況でもあり政治的に不安定な時期でもあった。このため吉田は、保守勢力である改進黨の重光葵総裁と会談（吉田・重光会談）し、9月27日に「自衛力を増強する方針を明確にし、駐留軍の漸減に即応し、国力に応じた長期防衛計画を樹立する。これとともに差し当たり速やかに保安庁法を廃止し、保安隊を自衛隊に改め、直接侵略に対する防衛をその任務に付加えるものとする」<sup>67</sup>ことを合意し、これを受けて吉田は池田勇人自由党政調会長を特使として米国に派遣し交渉にあたらせる。

### イ 池田・ロバートソン会談

1953年10月5日から池田とウォルター・S・ロバートソン（Walter S. Robertson）極東担当国務次官補の会談（いわゆる池田・ロバートソン会談）が行われる。会談の焦点は、陸上部隊（保安隊）の増強問題と経済援助問題であり、日本側はMSA法による軍事経

62 増田『自衛隊の誕生』58頁。

63 日本に対して（バランスのとれた）10個師団の整備を行うことを定めたもの。

64 増田『自衛隊の誕生』63-64頁。

65 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』347頁。MSAとは、Mutual Security Actの略で相互安全保障法のこと。陸・海・空自衛隊誕生の直接的契機となった極めて重要な日米間協定とされる（増田『自衛隊の誕生』58頁）。

66 同上、346-351頁。増田『自衛隊の誕生』65-66頁。「MSA援助に関する日米往復書簡（1953.6.26）」大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集 第三巻 自衛隊の創設』（三一書房、1993年）311-315頁。

67 自衛隊の任務及び防衛庁・自衛隊の位置づけと法制構成、国防会議の設置、統合幕僚会議及び航空自衛隊の設置、予備自衛官制度及び防衛出動時の武力行使等の28項目について合意された（加藤陽三『私録 自衛隊史—警察予備隊から今日まで—』（財団法人防衛弘済会、1979年）97-98頁。佐道『戦後日本の防衛と政治』32-33頁）。

済援助の受け入れと引きかえに米国も納得する長期防衛計画を策定して、この問題に一応の決着をつけるのが狙いであった<sup>68</sup>。保安隊の増強について、当初米側は10個師団32万5,000人の陸上部隊を提示してきた。それは「鉄道や、道路、橋梁などの関係から、大道具を持った地上部隊の移動はかなり困難」、「四方が海で海岸線が長いために面積の割合に兵員の数が余計に入用になって来る」等を理由としており<sup>69</sup>、北海道に4個師団以上の重点配備を行うことも要求してきた<sup>70</sup>。これに対し池田は、管区隊の数は米側と同じ10個としたものの、兵力数は18万人とする案を提示した。これは、1個師団を1万8,000人編成とし、保安隊を全体で18万人程度に抑える内容であり、その考え方は次の通りであった<sup>71</sup>。

- GHQが提示した編成表は32万5,000人の10個師団で、1個師団は3万2,500人3万2,500人の内訳は、戦闘部隊1万2,500人、兵站部隊2万
- 米軍は遠征軍であり、日本の兵站特性を考慮すると兵站部隊は6,000人で十分
- 結論は、10個師団で12万5,000人プラス6万人、端数を取り18万人

この提案に対して米側は、部隊を移動するための「control organization（筆者注：統制組織）や補給部隊、砲兵、工兵、化学、戦車等の軍団付属部隊」が沢山必要である等の疑問を呈したが<sup>72</sup>、日本側は「侵攻阻止を海空軍に依存し、侵攻は水際で撃退される」、「もし敵が侵入したら、地の利を最大限に利用するとともに、特定の場所に陣地を構築して防衛する」等回答している<sup>73</sup>。

1953年11月27日、ジョン・M・アリソン（John M. Allison）駐日大使と極秘に会談した池田は、防衛力増強等に関する協議を行い双方の妥協点を見出そうと試みている。この時期に日本側で検討されていた制度調査報告（第7の2次案）の陸上兵力は、18万人であった。これに対して、米側は1955年度末に陸上兵力を18万人とする漸増計画案を作成するが、これは日本側と異なりあくまで「当面の増強案」と考えていた<sup>74</sup>。このため、18万という数字は一致したが、日米が考えていた意義は異なるものであった。これら一連の協議

68 秦『史録 日本再軍備』198頁。

69 宮澤喜一『東京—ワシントンの密談』（実業之日本社、1956年）227-233頁。

70 渡壁正「私観浅史—自衛隊史余話」『軍事史学』第39巻第4号（2004年3月）54頁。

71 同上、53-73頁。これは、天川勇が富岡定俊元海軍少将の助言を得て作成した案とされる（柴山『日本再軍備への道』484頁）。天川は、海軍大学校文官教官・海軍省軍務局出仕で物量動員を担当していた（渡壁「私観浅史」54頁）。

72 大嶽編『戦後日本防衛問題資料集 第三巻』384頁。

73 坂元『日米同盟の絆』88-89頁。池田が提示した案には、10個師団の配置について述べており、北海道4、本州4、北九州2であった（大嶽編『戦後日本防衛問題資料集 第三巻』384頁）。

74 植村『再軍備と五五年体制』184-185頁。

において、日本側は陸上部隊を4個師団から6個師団へ増強する旨を米側に伝え、また、これと前後して懸案であったMSA協定も締結・発効された。日本側が米側に伝えた陸上兵力に関する最終的な内容は、「陸上部隊はAタイプ師団（一万二三〇〇人）六個と、Bタイプ師団（六六〇〇人）四個からなる一八万人体制」とされる<sup>75</sup>。

この陸上兵力の数に関しては、保安庁が会談の蚊帳の外におかれ協議に全く関与していなかったこともあり、いつの間にか保安庁内で対米公約とみなされるようになった<sup>76</sup>。また、ダレスの35万人発言を受け、日本国内ではMSAと35万人というものが一つのものとして論議されるような風潮もでき<sup>77</sup>、これらの数字は、その後の防衛力整備に影響を及ぼすことになる。

### (3) 縮小編成による第5・6管区隊新編の検討

1953年の朝鮮戦争休戦以降、米軍の引き揚げが促進されたため日本政府は国内警備体制の整備が一層必要になった<sup>78</sup>。保安隊では、将来の国土防衛を考慮すると4個管区隊では力不足である、と考え部隊の増設を検討してきたが、これには直轄部隊の増設も伴うため急速な増勢は難しい情勢であった<sup>79</sup>。この対策として「(定数である)十一万人の枠内で部隊を増設」する案が浮上し、定数1万5,000人の現管区隊を縮小して新たな組織を編成する研究を行っていたが、5月中旬にSAGJから1万2,000人の縮小管区隊案が提示されたことを契機に本格的な検討に入った<sup>80</sup>。

この縮小編成の課題は、規模を縮小しつつ外部からの武力攻撃に対応しうる編成をどうするか、その性格が基本編成か臨時編成か、また別の観点から平時編成か出動編成かというものであり、これは最終的に、「有事の際の平時編成から出動編成への切り替えはわが国の現状に適さないので、いつでも出動できる出動編成を根本思想」<sup>81</sup>とするとともに、縮小編成は「管区隊がその任務を達成するための基本的編成であり一時の必要による臨時編成」にしない、こととなった<sup>82</sup>。

また、縮小編成にあたっては火力の保持と機動力に関する問題もあった。火力について

75 同上、200頁。

76 中島『戦後日本の防衛政策』154-155頁。海原治元国防会議事務局長は、池田特使案は誰が作ったか知らず、18万人は特使が約束したことなので守らねばならずこれが数の基準、と証言している。また、一番早くできるのが陸で、それに早く米国に返ってもらいたいという政治的要求があり、陸を重視した、とも証言している（大嶽編『戦後日本防衛問題資料集 第三巻』477-478頁）。

77 宮澤『東京-ワシントンの密談』191-192頁。「日本の国内治安及び自衛の目的のためには、保安隊が最後には35万、米国の標準でいえば10個師団まで増強されるのが米国の暫定的構想である」とする内容。

78 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み 警察予備隊から自衛隊へ 77」『朝雲新聞』1990年5月24日。

79 同上。

80 同上。

81 同上。

82 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み 警察予備隊から自衛隊へ 78」『朝雲新聞』1990年5月31日。

は、改編の狙いが警備力の強化にあったので、縮小編成でも旧編成とほぼ同等の火力を保持することが原則とされた<sup>83</sup>。機動力については、SAGJ から「朝鮮戦争の教訓から一般車両を千両以下にすべき」との勧告があった<sup>84</sup>。しかし、保安隊は「将来の多様な侵略対処を考慮すると、機動力によって地勢の不利を克服し現有装備の能力を最高度に発揮させることが必要である」と考え、車両については最終的に戦車大隊と航空隊の車両も含めた 1,557 両とした<sup>85</sup>。

縮小編成の基本方針は、上記のような経緯を踏まえ①編成は米陸軍歩兵師団を参考とするが、あくまで自主的に決定する、②人員の縮小は、第一線要員の削減は努めて避け管理要員を削減することとし<sup>86</sup>、その内容については「編成定数は、一万五千二百人から一万二千七百人（幹部八六五人、士補等一万千八百三十五人）」、「火力装備は現有のものに大きな変更を加えない」等とするものであった<sup>87</sup>。このほか、改編に伴い各普通科連隊内にあった戦車中隊を廃止し戦車大隊を管区隊直轄として新編したほか<sup>88</sup>、特科連隊の中隊削減、後方支援要員の削減等の規模の縮小が図られた。

この縮小管区隊 1 万 2,700 人編成は、保安隊から陸上自衛隊へと切り替わる際に着手されることになり、この時新たに編成されたのが、第 5 管区隊（帯広）と第 6 管区隊（多賀城）であった<sup>89</sup>。政府は、縮小管区隊の編成理由を「駐留軍に替わるだけの実力を我々は発揮させたい」と米地上軍の撤退と関連づけて説明しており、管区隊の数と配置に関しては「米駐留軍の撤退に即応いたしまして、北部方面隊に第五管区隊及び方面直轄部隊を増置すると同時に、東北地方に第六管区隊を新設する」と説明している<sup>90</sup>。

この 2 個縮小管区隊の編成により、日本政府が 1953 年の会談においてアリソン大使に伝えていた「(陸上部隊を) 4 個師団から 6 個師団に増強する」という約束が果たされることになった。

83 同上。

84 同上。

85 同上。

86 同上。

87 『保安隊史』192 頁。

88 戦車大隊は普通科連隊の第 14 中隊（戦車を装備）を集めて編成した（『保安隊史』192 頁）。

89 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み 警察予備隊から自衛隊へ 78」。第 5・6 管区隊は、1954 年 8 月 10 日に編成完了した。

90 第 19 回国会参議院内閣委員会会議録第 1 号 (1954 年 8 月 9 日) 1 頁 (木村篤太郎防衛庁長官答弁)。

### 3. 陸上自衛隊の発足から2個方面隊6個管区隊4個混成団体制まで

#### (1) 陸上自衛隊発足時の体制と陸上総隊の検討

##### ア 陸上自衛隊の特性と組織

1954年7月1日、防衛庁・自衛隊が発足した。自衛隊は、保安隊・警備隊を引継ぐ陸上・海上自衛隊と、新たに創設された航空自衛隊から成り、これに併せ各自衛隊に対する長官の幕僚機関として陸上・海上・航空幕僚監部が設置された。また、各自衛隊を2以上含む特別な部隊等を編成・運用する場合に長官を補佐する統合幕僚会議も新たに設置された。当時の自衛隊法は、「わが国の平和と独立を守り国の安全を保つ」ことを目的とし、自衛隊の主たる任務（自衛隊法第3条第1項）は「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛する」こと、また「必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」ことになった。これに伴い、自衛隊の行動として新たに防衛出動及び領空侵犯措置が加えられ、防衛出動時の武力行使等の権限も付与された。なお、この自衛隊の任務（自衛隊法第3条第2項<sup>91</sup>）には各自衛隊が行動する領域が述べられているが、これに対して杉田一次第3代陸上幕僚長が「陸、海、空の三自衛隊は平等の立場にあるようであるが、自衛隊法にある間接侵略に対する主な使命は、陸上自衛隊に負わされるもの」<sup>92</sup>と述べているように、国土・国民の中で作戦を遂行せざるを得ない陸上自衛隊の特性上、新たな役割によって一層厳しい立場になったと見ることができる。

発足時の陸上自衛隊は、保安隊時の定数11万人から2万人増員した13万人と、縮小編成として整備した2個管区隊（帯広・多賀城）を加えた6個管区隊の計1個方面隊6個管区隊体制でスタートした（図4）。

##### イ 陸上総隊の検討

陸上幕僚監部（以下、陸幕）には、海・空幕僚監部と異なり「有事の際の陸上総司令部部門」<sup>93</sup>を含んでいたとされる<sup>93</sup>。当時の様子を知る堀江正夫元西部方面総監によると、総隊創設の発想は制度調査委員会の検討時に行われており、総隊指揮官を作るため副長二人制（企画担当と運用担当）をとり、いざという時には運用担当副長を総隊指揮官

91 「陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする」と規定している。

92 杉田一次『忘れられている安全保障』（時事通信社、1967年）62頁。

93 宮崎弘毅「防衛二法と防衛庁中央機構（その二）」『国防』第26巻第7号（1997年7月）101頁。海上・航空幕僚監部は、自衛艦隊司令部や航空総隊司令部に作戦指揮（統制）機能等を与えていた（同頁）。

に将来もっていこう、と考えていた<sup>94</sup>。しかし、この時期の総隊構想は、基礎ができていないためすぐに総隊を作る可能性がなく、また総隊司令部の設立についても（順序として）幕僚監部がしっかり出来た頃を考えていたが、陸上幕僚監部が総隊司令部の母体となるような具体的構想まではなかった<sup>95</sup>。

この副長二人制については、1955 年の国会で審議されており、「部隊の統率上適当でない」との理由で廃案となった<sup>96</sup>。この案に代わり陸幕は、(旧軍の時にあった)教育総監部的な組織の長とする案を考え<sup>97</sup>、防衛庁組織令制定の際に訓練総監部の設置を要望したが、防衛局の反対により訓練総監部は設置されず、陸幕内に教育訓練を担当する第 5 部が新

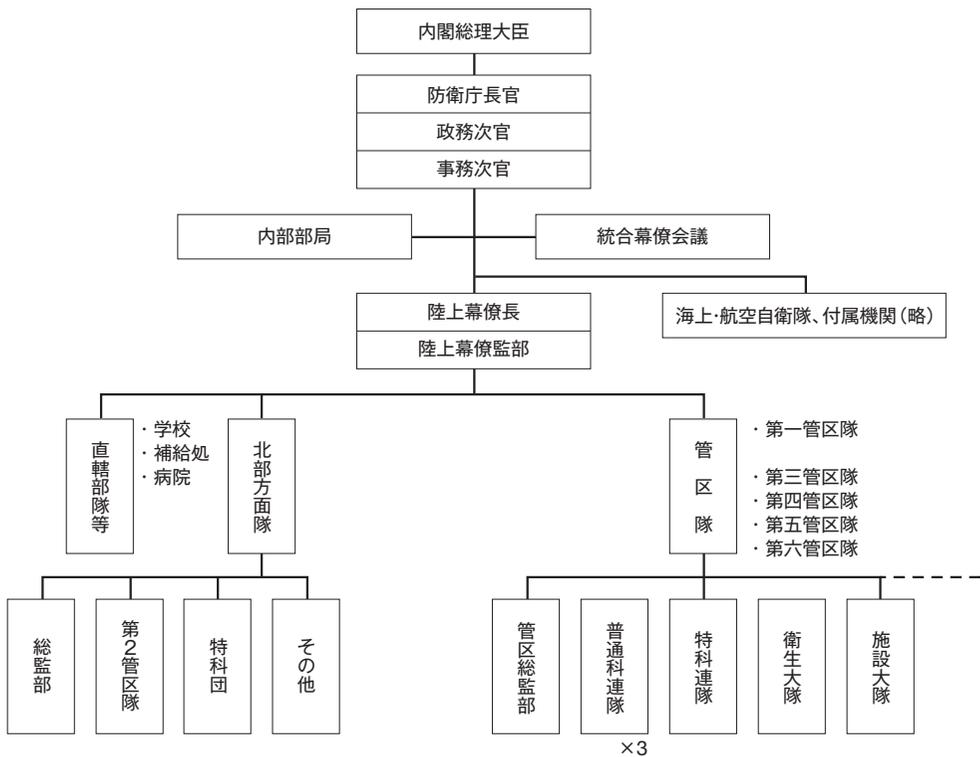


図4 陸上自衛隊の組織

(出典)『自衛隊十年史』78 頁を基に筆者作成

94 防衛省防衛研究所戦史研究センター編「堀江正夫オール・ヒストリー」『オール・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策① 4次防までの防衛力整備計画と日米安保体制の形成』（防衛省防衛研究所、2012年）256-257頁。（以下「堀江正夫オール・ヒストリー」）。

95 同上、257-258頁。

96 第22回国会衆議院会議録第44号（1955年7月21日）4頁（宮澤胤勇内閣委員長報告）。

97 「堀江正夫オール・ヒストリー」256頁。

たに設置された<sup>98</sup>。この第5部設置時には、出動時編成する際の総司令部として設想されており<sup>99</sup>、第5部長は（他の部長と異なり）師団長を経験した格の高い将官でなければそのポストに就くことが出来なかった<sup>100</sup>。

この総隊創設については、「昭和二七～八年頃にそういう制度を創るということであれば別だった」が、「旧軍と同じような物の考えで陸上自衛隊を創って行った」<sup>101</sup>ことも背景にあり、1960年の5個方面隊体制の時には（総隊的な思想は）陸幕内でもあまりはつきり出てこなくなった、とされる<sup>102</sup>。

## (2) 防衛6ケ年計画と米地上軍の撤退

### ア 鳩山内閣の防衛政策と防衛6ケ年計画

自衛隊が発足した1954年は、それまで防衛力再建を進めてきた吉田内閣が総辞職し、12月29日に鳩山内閣が誕生している。鳩山は、防衛力整備が単年度で行われていたことから政府レベルでの長期的な指針が必要であると考え、「防衛6ケ年計画」を防衛庁に作成させることにした。

この「防衛6ケ年計画」の策定にあたっては、鳩山が所属する民主党からの「海空を重視し陸の増員は抑制」<sup>103</sup>等の要求などがあったものの、最終的には「陸上重視」の案に落ち着き、陸2万人の増員計画（計15万人）を1955年に実現するだけでなく、1956年度には1万人の増員（計16万人）、さらには陸上兵力18万人の整備に関して、他の計画に先駆けて3年以内に達成することを方針とすることが決定された<sup>104</sup>。しかし、1956年12月に鳩山内閣が総辞職することになり、これまで検討していた「防衛6ケ年計画」は結局政府レベルの計画とならず<sup>105</sup>、岸内閣に引き継がれることとなった。

98 宮崎「防衛二法と防衛庁中央機構（その二）」101頁。

99 同上。第4部及び各技術課を母体とする陸上後方司令部の構想もあった（同頁）。

100 「堀江正夫オーラル・ヒストリー」256頁。

101 『中村龍平オーラル・ヒストリー』212-213頁。

102 「堀江正夫オーラル・ヒストリー」273-274頁。

103 大嶽秀夫「鳩山・岸時代の防衛政策」三宅正樹編『戦後世界と日本再軍備 昭和史の軍部と政治5』（第一法規出版、1983年）84頁。

104 同上、86頁。

105 中島『戦後日本の防衛政策』108頁。

イ 米地上軍の撤退<sup>106</sup>

在日米地上軍の撤退は、1955年から開始される。ただし、国内移駐に関しては1953年7月の朝鮮戦争休戦後の米極東軍再編に基づきジョン・E・ハル(John E. Hull)米極東軍司令官が表明した「北海道からの米駐留軍の撤退」により既に始まっており<sup>107</sup>、第2章で述べた管区隊の縮小編成による部隊数の増加もこれに関係している。

さて、この地上軍の撤退は、アイゼンハワーの政治的判断によるものであるが、この時期の陸上兵力を巡る政府の国会での説明をみると、米軍の撤退と陸上自衛隊の増強は必ずしも見合っていくものではない、としつつも「(米軍の陸上戦闘部隊が撤退をしても)真空状態にならないように、(中略)できるだけ陸上部隊を整備するというところにまず重点」<sup>108</sup>とするなど、米地上軍の撤退を踏まえ陸上自衛隊の整備を重視していく姿勢が見られる。その日米の陸上兵力の推移(表1)をみると、1955年度以降の日米両国の陸上兵力の合計数は20万人から逐次減少し18万人前後で維持されている。なお、後述する西部方面隊と第7・8混成団の新編も、米地上軍の撤退を理由の一つとして2万人を増員できたことによる。また、米地上軍が撤退する一方で、日米両国の軍人担当者間では1955年頃から「日米共同統合作戦計画(Coordinated Joint Outline Emergency Plan: 通称CJOEP)」が作成されて

表1 日本の陸上兵力と在日米陸軍(沖縄除く)の兵力

時期	日本の陸上兵力 (定数)	在日米陸軍兵力 (除く在沖米陸軍)	計
1953年	11万人	10万8,461人	21万8,461人
1954年	13万人	6万3,831人	19万3,831人
1955年	15万人	5万3,104人	20万3,104人
1956年	16万人	3万1,736人	19万1,736人
1957年		2万1,563人	18万1,563人
1958年	17万人	9,576人	17万9,576人
1959年		5,321人	17万5,321人
1960年	17万1,500人	5,528人	17万7,028人

(出典) 山本『米国と日米安保条約改定』69頁を基に筆者作成

106 米地上軍の撤退等については、以下の文献等を参照。坂元『日米同盟の絆』；植村『再軍備と五五年体制』；中島『戦後日本の防衛政策』；山本『米国と日米安保条約改定』；板山真弓「NSC5516/1に見られる政策変更の背景－在日米地上軍撤退と「インセンティブ」論－」『国際交流学部紀要』第19巻(2017年3月)。1957年7月、在日米軍の司令部機構は大幅に改編され、極東軍司令部は廃止となりハワイの太平洋軍司令部に吸収、その隷下に在日米軍司令部が置かれ、同司令部が日本における米軍を調整し日本政府と連絡にあたることになった(中島義雅編『日本の防衛』(朝雲新聞社、1958年)63-64頁)。また、陸軍は戦闘部隊が全部撤退し、補給管理部隊を残すのみとなった(草地貞吾、坂口義弘編『自衛隊史 日本防衛の歩みと進路』(日本防衛調査協会、1980年)192頁)。

107 1954年7月に表明。11月に第1騎兵師団(1万8,000名)が撤退完了し、陸上自衛隊(1万5,000人)が北海道へ移駐する。

108 第24回国会参議院予算委員会第2分科会会議録第2号(1956年3月20日)15頁(船田中防衛庁長官答弁)。

いることから<sup>109</sup>、日米間の部隊レベルでは形式的な同盟から実効性を伴う緊密な同盟へと変化していった時期であったと考える。

### (3) 西部方面隊及び混成団の新編（2 個方面隊 6 個管区隊 4 個混成団体制）

#### ア 西部方面隊の新編

1955 年の第 22 回国会では、陸上自衛隊の定数を 13 万人から 15 万人へと増員すること及び西部方面隊、第 7 混成団（真駒内）及び第 8 混成団（熊本）を新編することが決まった<sup>110</sup>。

政府は、西部方面隊新編の理由について、日本の地形、交通、防衛上の観点からの説明に加え、各地に配置している部隊が単独でその任務を果たすのが非常に困難な場合があり、他の地区から移動して集中することを考える必要があること、また場合によって中間において交通破壊など考えると、平時から相当の総合部隊を配置する必要がある、等の説明にみられるように<sup>111</sup>、北部方面隊新編時に説明した「中央からの距離の問題」に「部隊機動の問題」を新たな理由として付け加えている点に特徴がある。

その西部方面隊の編成は、方面総監部、管区隊 1 個、混成団 1 個及びその他の直轄部隊をもって編成し、混成団は、管区隊に準ずる部隊と位置づけ、混成団本部、普通科連隊 1 個、特科連隊 1 個をもって編成することになった。また、設置の時期は「施設等の事由であらかじめ規定することが困難」であったため、「公布の日から起算して七ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する」ことになり同年 12 月 1 日に編成が完結した<sup>112</sup>。

#### イ 混成団<sup>113</sup>の新編

陸上自衛隊の 2 万人増員により、管区隊とは異なる混成団という新しい組織の整備も計画されていた。混成団の検討は、1955 年に作成された「制度調査報告書（第 10 次案）」の機甲隊 4 個の新編や、防衛庁試案「防衛 6 ケ年計画」の機甲団 4 個の新編をベースに開始されたと考える<sup>114</sup>。6 番目の管区隊が編成された 1954 年 8 月以降、政府は予算定数が所望通り増加できない状況であったため、13 万人の定数のなかで作戦部隊単位数を如

109 朝日新聞「自衛隊 50 年」取材班『自衛隊 知られざる変容』283 頁。

110 「防衛庁設置法の一部を改正する法律第 106 号」及び「自衛隊法の一部を改正する法律第 107 号」（いずれも 1955 年 8 月 1 日）。

111 第 22 回国会衆議院内閣委員会議録第 41 号（1955 年 7 月 15 日）5 頁（杉原荒太防衛庁長官答弁）。

112 第 22 回国会参議院内閣委員会議録第 10 号（1955 年 6 月 7 日）4 頁（門叶宗雄防衛庁長官官房長答弁）。

113 混成団とは、旧軍の混成旅団と類似したもので、管区隊の規模を小さくしたものと説明している（第 22 回国会参議院内閣委員会議録第 6 号（1955 年 5 月 20 日）3 頁（石原周夫防衛庁経理局長答弁））。

114 「10 次案試表」『堂場文書』通し番号 1856。機甲会「日本の機甲六十年」刊行会編『日本の機甲六十年』（戦史刊行会、1985 年）76 頁、航空自衛隊幹部学校図書館所蔵。（以下『日本の機甲六十年』）。

何に増加するか検討しなければならなかった<sup>115</sup>。そこで政府は混成団を新編するにあたり、部隊の数はある程度持たなければならないが、本年度は財政上の関係や編成上から管区隊の半分くらいで、独立の防衛力の作用をなすものを作ることが適当である、と考えた<sup>116</sup>。

政府が混成団を管区隊に改編することなく編成することを決定したのは、1956 年になってからであり、その内容は防衛 6 ヶ年計画完成年度においても管区隊に改編することなく混成団のままこれを若干機甲化する、というものであった<sup>117</sup>。なお、この混成団は米軍の戦闘団にヒントを得たものとされ、「或る程度の独立作戦能力を有し、所要の管理自衛能力を持ち、戦略単位部隊として管区隊と同様、一正面を担当し、平時にあつては管区隊と同様、警備区域を担当する事が出来る部隊」をコンセプトとしていた<sup>118</sup>。

混成団内の最終的な編成は、普通科連隊 1 個、特科連隊 1 個、施設大隊 1 個、通信・偵察・武器・補給・衛生中隊各 1 個及び飛行隊 1 個の定数約 6,100 名から成るものであった。

この混成団の編成の特色は、普通科連隊の大隊数を 4 個（管区隊は 3 個大隊）とした点が挙げられる。これは、「混成団が独立作戦任務を担当する場合、非重点正面に一個大隊を部署しても重点正面に連隊長の指揮する三個大隊を充当しうる。一個大隊の予備を控置し易い」<sup>119</sup> ことを考慮した、とされる。また、特車部隊は、普通科部隊と平素から連携して作戦を効率的に行えることを考慮し、通常の管区隊と同じく連隊内の中隊として編成された<sup>120</sup>。

1955 年 12 月、第 7 混成団（真駒内）及び第 8 混成団（熊本）が新編され、第 7 混成団は道南を、第 8 混成団は九州南部をそれぞれ警備区域とした。この第 8 混成団と既設の第 4 管区隊を統括するものとして先述の西部方面隊が新編された<sup>121</sup>。また 1956 年になると、陸上自衛隊の定数は 1 万人増の 16 万人となり、12 月に第 9 混成団（青森）が新設される。これは「(昨年から本年にかけて) 米地上軍が一万一千名減って、残留兵力約三万人という事態に即応した」ための処置、と政府は説明している<sup>122</sup>。さらに、1958 年 6 月には 1 万人増員に伴い中部地方を担当する第 10 混成団（守山）が新編されるなど、4 個

115 『日本の機甲六十年』 76 頁。

116 第 22 回国会衆議院内閣委員会議録第 40 号 (1955 年 7 月 14 日) 4 頁 (杉原荒太防衛庁長官答弁)。

117 第 24 回国会参議院予算委員会第 2 分科会会議録第 2 号 (1956 年 3 月 20 日) 13 頁 (北島武雄防衛庁経理局長答弁)。

118 『日本の機甲六十年』 76 頁。

119 同上、77 頁。

120 同上、76-77 頁。第 5・6 管区隊 (縮小) は、普通科連隊内の戦車中隊を廃止・集積し管区直轄の戦車大隊を編成している。

121 同上、77 頁。

122 第 24 回国会参議院予算委員会会議録第 19 号 (1956 年 3 月 23 日) 3 頁 (吉田法晴第 2 分科会主査報告)。

の混成団体制が完整した<sup>123</sup>。

この混成団の編成検討が始まった当初、陸上自衛隊は全て機械化混成団として編成することを考えていた<sup>124</sup>。しかしながら、実際の機械化への改編は1961年までずれ込み、さらに北海道の第7混成団以外の3個混成団の改編は米国の軍事援助計画（Military Assistance Program、通称MAP）の減少等により見送られることになった<sup>125</sup>。このため、管区隊と機械化された混成団との組み合わせによる作戦の構想や防衛力整備は見直しが必要になり、次の師団改編作業に受け継がれていくことになる。

## 4. 5 個方面隊 13 個師団体制の成立

### (1) 第1次防衛力整備計画と陸上自衛隊

#### ア 岸内閣の防衛政策と第1次防衛力整備計画

鳩山内閣の総辞職後、石橋内閣を経て岸内閣が1957年2月に誕生した。この岸内閣は、国防の基本方針や政府レベルで初めてオーソライズされた中期的な防衛力整備計画の決定、また国防会議の開催や1960年の安保改定等その後の防衛政策等の方向を示すことになる<sup>126</sup>。

1957年5月、先ず「国防の基本方針」が国防会議及び閣議で決定された。この方針によって、日本は米国との集団安全保障体制を基調とすること、自衛隊にとっては米軍との連合作戦が前提となることが明確になり、また防衛力整備についても「国力国情に応じ自衛のため必要な限度において効率的に漸進的に整備する」ことが決まった。また、「国防の基本方針」の閣議決定後、「昭和33年度から35年度までを対象とした防衛力整備計画」（その後の第1次防衛力整備計画、以下1次防）が6月14日に国防会議決定、閣議了解となった<sup>127</sup>。この1次防では、「急速に撤退しつつあった米地上軍の縮小に伴い、わが国の陸上防衛力を整備するとともに、海上及び航空防衛力についてもともかく一応の体制をつくりあげること、すなわち骨幹防衛力を整備すること」が主眼とされ、陸上自衛隊に関しては、「18万人を整備目標」とすることが決まった。なお、1次防の最終年度に5個方面隊制が採用

123 『日本の機甲六十年』77-78頁。第9・10混成団新編時は長官直轄の部隊として指揮を受けることになっていた（同頁）。

124 「18万体制と3個RCTの新編（昭和43年5月8日）」『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』国立国会図書館憲政資料室所蔵。

125 同上。「第1部 防衛力整備計画上の前提事項」「C-32 赤城構想」『堂場文書』通し番号1910、61頁。

126 岸内閣の防衛政策については、以下の文献を参照。植村秀樹「安保改定と日本の防衛政策」『国際政治』第115号（1997年5月）；大嶽「鳩山・岸時代の防衛政策」；中島『戦後日本の防衛政策』。

127 1次防の内容は、朝雲新聞社編集局編『平成23年度版 防衛ハンドブック』91頁を参照。

されるが、この 1 次防決定時点においてはこの構想はまだ公になっておらず、政府は 2 個方面隊 6 個管区隊 4 個混成団体制の完整を目指していた。

#### イ 第 1 次防衛力整備計画の実施

1 次防は、国防会議で整備目標が決められたものの年度別の計画は立てず、各年度の予算編成を通じて目標を達成しなければならず、また「民生安定のための諸施策との均衡を考慮」する条項（第 5 項）があるため大蔵省の抵抗が予想され、さらに陸の増強について与党から異論も繰り返し出ており防衛庁を悩ませていた<sup>128</sup>。1958 年は翌年度に 1 万人増（18 万人達成）とする審議がなされるはずであったが、自民党国防部会の反対が強まったため内局にも慎重論が出始め、同年夏にこの増員計画は無期延期されることになった<sup>129</sup>。このように 1958 年になると、1 次防策定時に検討した「陸上防衛力整備の重視方針」に変化が見られるようになり、また 1959 年度予算では空、海、陸の優先順位を防衛庁内で付けられるなど、遅れている空の後方要員の大幅増が要求されるようになった<sup>130</sup>。

1 次防の最終年度にあたる 1960 年度は、安保改定の大詰めを迎えていたことから革新政당을刺激しない要因が加わったため防衛費予算の増額は一層苦しくなり、陸の 5,000 人増の要求に対し 1,500 人しか認められず、1 次防においては 17 万 1,500 人に留まることになった<sup>131</sup>。この 1 次防について、当時北部方面隊幕僚長であった天野良英元統合幕僚会議議長は「三自衛隊の骨格は一応その形を整えられることになったのであるが、（中略）その質的な面、内容の充実については、なお将来のことに属した」<sup>132</sup>と述べている。

### (2) 方面管区制の導入

#### ア 方面管区制の検討

政府は、これまで方面隊を新編するにあたり「中央からの距離」、「独立した指揮」及び「部隊の機動」等の問題を理由としていた。この説明理由をもって 1955 年 12 月に西部方面隊が編成されたが、この時期すでに新たな方面隊の編成等に関する 2 つの検討が行われていた。

---

128 大嶽「鳩山・岸時代の防衛政策」99 頁。

129 同上、101 頁。

130 同上、102 頁。

131 同上、103-104 頁。

132 天野『回想の陸上自衛隊』132 頁。

一つは、統合幕僚会議事務局（以下、統幕事務局）が作成した「所要防衛力の検討」<sup>133</sup>にある第3番目の方面隊（東北方面隊）の検討である。この検討では、「受動守勢の作戦において、敵の侵攻に先立ち、あらかじめその進攻方面を予知して、この方面に兵力を集中配備し、作戦準備を進めることは極めて困難」であり、「機動集中も亦敵の交通破壊作戦等を考慮すれば至難」とする考えを背景に、北海道・九州に東北を加えた3個の方面隊配置による作戦を考えている<sup>134</sup>。東北に新たな方面隊を編成する理由をこの検討では記載していないが、1953年度の業務計画で「北海道を重点とした地上防衛態勢の確立」を方針としていることや、脅威の高い北海道への「機動」を考慮し地理的に最も近い地域に配置したい、とする考えがあると思われる。いずれにせよ、この時期の制服組はこの後に編成される他の方面隊（東部・中部方面隊）に比べ東北の価値を高く評価していたと考える。また、この頃「主動部隊の戦略機動を便ならしめるとともに、管内警備、補充、留守業務の遂行に適するよう方面管区配置を確立する」ことも検討している<sup>135</sup>。

もう一つは、陸上自衛隊の方面管区制の検討である。その検討においては、方面管区制の必要性を次のように述べている<sup>136</sup>。

- 国土防衛作戦は、特に国民的基盤の上に立つ必要がある。  
即ち、地方行政組織と一致した軍管区部隊を保有し、一般行政と密接な関連において機動部隊を支援する必要がある。
- 対直接、間接侵略作戦と機動の重要性  
（前略）地域に密着した固定的な組織及び機能が必要であり、部隊はこの組織、いわゆる座布団の上を自由に、迅速に機動することが可能である。
- 有事必要とする防衛、警備の組織を平時から保有する必要がある。  
（前略）平時から国家の各種行政組織と密接な連絡を保ち、かつ担当地域内の各種事項に通暁している組織機能をもつことが必要である。有事に際して急遽管区隊を移動させるためにも、この態勢の確立が前提となる。

133 統幕事務局「所要防衛力の検討（昭和30年3月31日）」『堂場文書』通し番号1878。ソ連の対日作戦使用可能陸上兵力を「開戦当初は約15個師団、各種船艇により同時に5～6個師団、空挺により同時に2～5個師団」と見積もり、これに対するわが国の戦時所要防衛力（陸上部隊）は主動部隊（歩兵師団15、装甲師団5、要地守備師団10、空挺団3等の約60万）と後方管理部隊の計110万人。平時所要防衛力は約34万9,000人としている（同1-5, 18頁）。

134 同上、10-11頁。

135 「全面戦争に対応すべき日本防衛力整備上の重点・配備等（統幕事務局、昭和31年11月1日）」『堂場文書』通し番号1880、7頁。

136 河野玄治「方面管区制と兵站体制－平時・有事の兵站支援と駐屯地業務隊、補給統制本部の統制権－」『陸戦研究』通巻438号（2016年12月）71-72頁。

- 管区隊及び混成団から法制上の警備責任を解除する必要がある。

管区隊、混成団はその本部所在地を法律で、警備区域を政令で規定しているが、有事に際し、法律改正まで各総監部隊はその責任地域を離れることができない(以下略)。

統幕事務局や陸上自衛隊の検討をみると、いずれも作戦を行う部隊(管区隊及び混成団)の行政・法制上の責任を別の組織(方面隊)に移譲して、部隊の作戦(機動)を容易にする体制(制度)が必要だ、と考えていたことが分かる。このように方面管区制は、1955年頃から統幕事務局及び陸上自衛隊で検討が行われていたものの、方面隊を新たに整備するにはこれまで政府が説明していた地理・作戦上の理由だけでは困難であるため、ここで検討した新たな体制を制度化する必要があった。

#### イ 方面管区制の成立

方面管区制に関する議論は、1959年頃から「自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第95号)」を通じて本格的に始まった<sup>137</sup>。陸上自衛隊は、最終的に方面管区制採用の趣旨を「国土防衛作戦の特性上、防衛作戦任務と地域行政任務を統括し、作戦と行政の有機的一体活動を遺憾なからしめるため、国内を方面に区分し、それぞれの地区に方面総監部を設置して、防衛・警備及び行政上の地域基盤を確立するとともに、機動作戦部隊が自由に行動し得る制度を整えることにある」(下線筆者)とし、また5個の方面隊に区分した理由を「方面区は防衛警備上の特性に、地勢(地形・行政等)上の特性を考慮した」と説明している<sup>138</sup>。

ここで、方面隊が5個になった理由をみると(表2)、地形上、日本は8つの地域に分かれることが前提となっている。その上で、北海道、東北、九州への直接侵略を踏まえ、これを北海道と東北を一つにした北部、九州の西部、その他の中部の3つに脅威上から整理している。これをみると、軍事的には最小限この3つの方面隊で十分なのであろう。しかし、北部を防衛警備上(特性上)の区分からみると、北部(北海道)と東北に区分している。これは、部隊が自由・迅速に機動するための作戦地域(いわゆる「座布団」と称されるもの)が異なっていることを表していると考えられ、その象徴となる要素が「海峡の存在」である。東北四県は、もともと警察予備隊創設時に北海道に配置されている第2管区隊の警備区域としてあったものを、保安隊発足時に北海道警備に専念させるため第1管区隊に含ませた

137 国会で方面管区制に関する質問があるが、防衛庁としてこのような発表はしていない、と政府は答弁している(第29国会衆議院内閣委員会議録第5号(1958年7月3日)8頁(左藤義詮防衛庁長官答弁))。

138 「方面管区制にあたり、5コ方面隊に区分した理由」『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』番号1092-5、国立国会図書館所蔵。

経緯があったことから、この地域が軍事的に性格の異なる地域であることが分かる。また、方面管区制を検討した時期には既に管区隊等の指揮系統も異なっていたことから、現状に合わせた区分とする見方もできるだろう。

表2 5コ方面隊に区分した理由

地形	防衛警備上				行政上			方面区
	脅威上		特性上		警察	公調	大蔵	
	脅威	区分	特性	区分				
北海道	直接侵略	北部	海峡の存在 直接対峙 (蓋然性高い)	北部	北海道	北海道	北海道	北部
東北	直接侵略		海峡の存在	東北	東北	東北	東北	東北
関東・ 信越	間接侵略 直接侵略	中部	首都	東部	関東	関東	関東 東海 北陸	関東
中部	間接侵略 直接侵略		中京	中部	中部	中部		中部
近畿	間接侵略 直接侵略		大阪	近畿	近畿	近畿		
四国	間接侵略 直接侵略		中・四国			四国	四国	
中国	間接侵略 直接侵略					中国	中国	中国
九州	直接侵略	西部	海峡の存在 朝鮮半島の存在	西部	九州	九州	北九州 南九州	西部

(出典)「方面管区制にあたり、5コ方面隊に区分した理由」『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』番号 1092-5、国立国会図書館所蔵。

次に、防衛警備上（脅威上）の中部をみると最終的に関東（その後の東部）と中部の2つの方面区に整理されている。この整理された関東と中部は、地形的な広さの面をみると不均衡な感じを受ける。特に、広範囲に及ぶ地域を管轄することになった中部方面区の理由については、作戦的な観点から「名古屋地区と大阪から中国まで一緒に大きい方面組織」としているが、「若狭湾及びその辺一帯の防衛を考えると、それがそのまま濃尾平野、あるいは京都、大阪に直接関連するという地形的な観点も考えてやったわけですから、いろいろな面を調べてやりました」<sup>139</sup>とする証言もあり、この地域を軍事的に区分することが難しい面もあったことが分かる。

その一方で、軍事的な観点だけで区分していないことは、海峡が存在する山口県の管轄（方面管区制施行以前は西部方面隊の管轄）が変更されていることから分かる。それは

139 「堀江正夫オーラル・ヒストリー」284頁。

「作戦的に、例えば西方（西部方面隊）には、本当は九州に山口県ぐらいは入れるべきなのですが、しかし、一応行政区画でもってある程度、おおまかに分け」、「（中略）地方との連絡調整といいますか、協力との観点から行政的な区画も考慮、重視した」<sup>140</sup>という証言に表れている。

このような検討を踏まえ、陸上自衛隊は北部及び西部方面総監部に「直接侵略に対処し得る能力を重視し、従来の地域（北海道及び九州地区）の防衛・警備及び防衛行政を担当」、東北方面総監部に「北部、西部とはほぼ同様の性格をもって、東北地区の防衛・警備及び防衛行政を担当」、東部及び中部方面総監部に「東京、大阪及び中京等の日本中枢部を含む地域の防衛・警備及び防衛行政を担当」させることを規定した<sup>141</sup>。

なお、方面隊（方面総監部）という名称は、部隊の規模から通常当てはめることはないが、当時陸上自衛隊では「いざという時に増援される米軍の師団・軍団を（中略）方面総監の指揮下に入れて、統一作戦ができるようにする」<sup>142</sup>ことを考えて付けている。これは米軍が有事の際、陸上自衛隊を指揮下に入れようとしていたことと対立する考えであった。

1959年3月27日、方面管区制は「陸上自衛隊における指揮隷属関係を整理し、隊務遂行の効率化をはかる」<sup>143</sup>等を理由に成立し、既存の北部・西部方面隊のほか、新たに東北、東部、中部の3個方面隊が増設されることとなり、1960年1月14日に編成が完結した。このような検討を経て編成された方面隊（方面総監部）によって「その地域に対する防衛・警備及び防衛行政の指揮機能は格段に強化」され、「これによって状況の変化に応じ、当該地区にある管区隊、混成団を他の方面区にも転用することが可能」<sup>144</sup>になったとされる。

### (3) 13個師団への改編<sup>145</sup>

#### ア 管区隊・混成団体制の問題認識

6個管区隊4個混成団体制に対する陸上自衛隊の問題認識は、1959年7月に明らかに

140 同上。

141 「陸上自衛隊変遷史」『偕行』通巻766号(2014年11月)38-39頁。これは、陸戦学会が刊行している『陸戦研究』に掲載された記事を転載したもので、占領期から1970年代中旬頃までの陸上自衛隊の歩みを公刊資料等をもとに纏めたものである。

142 「堀江正夫オーラル・ヒストリー」273頁。

143 第31国会衆議院議録第31号(1959年3月27日)2頁(内海安吉内閣委員長報告)。本法案で「管区隊及び混成団はすべていずれかの方面隊に隷属すること」、「従来管区総監または混成団長に認められていた補給処、病院等の機関に対する指揮監督権はすべて方面総監に移すこと」が決まった。

144 「陸上自衛隊変遷史」39頁。

145 13個師団創設については、渡邊「陸上自衛隊の師団創設」、「陸上自衛隊変遷史」『偕行』等の優れた先行研究がある。また、史資料として渡壁「私感浅史」、陸上幕僚監部「新師団編成に関する説明資料」『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』、防衛局制度調査委員会「師団改編について」『堂場文書』通し番号1955等がある。

なった第2次防衛力整備の防衛庁案である「赤城構想」<sup>146</sup>にみることができる。この時期、陸上自衛隊は定数が17万人止まりとなっていたことや、4個混成団の機械化計画が1個混成団のみ機械化されることになった問題等を抱えていた。

このような中、「赤城構想」では陸上自衛隊に関して「管区隊は第二次世界大戦直後の米軍編制の縮小型式を採り、また混成団はこれを約1/2にしたもので欠陥が多い。即ち小区割性を有し、比高差の大きい錯雑した日本の地形に対する適応性に欠け、また3単位制は運用上の不便が多く」、「その数については、現在の10個単位は、防衛警備上、平時管理の地域的限度及び地勢地形区割からみて不十分であり、特に北海道、東部、中部各地区は単位数が不足し、現配置上の弱点を形成」する等の問題認識をもっていた<sup>147</sup>。この対策として、陸上自衛隊の整備については、「主として編成、装備の近代化により正面戦力を増強するとともに、陸上自衛隊全般及び個々の部隊を努めて均衡ある姿に改編すること」とし、作戦基本単位部隊の13個師団への改編等を考えていた<sup>148</sup>。そして、この改編においては「原則として有事即応の編制を建前とし、作戦構想、日本の地形及び将来戦の様相への適応性を大にするため、小部隊に至るまでの独立性の強化と融通性の増加、戦闘単位の小形化並びに対戦車能力の増強を重視」していた<sup>149</sup>。

陸上自衛隊は、この整備目標の実現に向け「日本の国土地形と近代戦の様相に適応できる独立性の高い作戦基本部隊の改編」を目指し、作戦単位を3つ増加し、かつ管区隊よりも総合戦闘力が高い部隊への改編に取り組み<sup>150</sup>、あらゆる事態に対応できる態勢を整えようと考えていた<sup>151</sup>。

## イ 13個師団への改編（管区隊・混成団の廃止）

### （ア）師団への改編

警察予備隊創設以降の体制（組織）検討において「師団」の用語が最初に出てくるの

146 赤城構想については、以下の文献を参照。佐道『戦後日本の防衛と政治』；中島『戦後日本の防衛政策』；朝日新聞社安全保障問題調査会編『日本の自衛力』（凸版印刷、1967年）；C.E.O. オーラル・政策研究プロジェクト『海原治（元内閣国防会議事務局長）オーラル・ヒストリー 下巻』（政策研究大学大学院、2001年）。

147 「第1部 防衛力整備計画上の前提事項」〔C-32 赤城構想〕『堂場文書』通し番号1910、61-62頁。

148 「第2部 防衛力整備計画目標」〔C-32 赤城構想〕『堂場文書』通し番号1911、9頁。

149 同上。

150 新しい師団は、総合戦闘能力はほぼ管区隊と同じであり、機動力、対戦車能力及び通信能力は管区隊より優れていた（『日本の機甲六十年』85頁）。

151 赤城構想は、政治・経済上の問題に加え、防衛庁内部からも反対があり白紙撤回されることになった（佐道『戦後日本の防衛と政治』90,94頁）。

は、1953年3月に提出された制度調査報告(第1次案<sup>152</sup>)にみることができ、そこでは歩兵師団と管区師団の2つの組織を創設することが述べられている。その後、統幕事務局「所要防衛力の検討」等でも検討されていたが、師団創設に向けた陸上自衛隊内での本格的な検討は1958年3月頃から開始され、先ず理論面での研究(米・独・仏の教範研究等)の後に師団編成を考える手順で進められている<sup>153</sup>。

13個師団構想の着想は、地図であった。標高、特に傾斜と機動障害の関係や平地と丘陵の関係から、「平地相互間の距離は約四〇km。戦略交通路は平均一・四本」であることを導き、「自在に機動して戦闘するのにどういふ編成が一番良いか」という思考の流れを用いている<sup>154</sup>。この思考の下、戦闘単位部隊の鈍重性、特に行進長径の問題解消を図るための身軽な編成や<sup>155</sup>、防御をする際に山沿いの周辺で守らざるを得ない日本の地形を踏まえ、連隊の編成、特に中隊を大きくして敵の攻撃に耐えさせる編成等に繋がっていく<sup>156</sup>。そして、管区隊・混成団時の配置をみると「至るところに空隙があり、(中略)これを無くそうとすると、どうしても戦略単位が一三個」<sup>157</sup>になるとして13個の単位数の必要性を述べている。これは、東北は北と南半分、中部は日本海側と太平洋側に分けられるとした地形区画を踏まえたものであり、この視点を用いると最小限13個の必要性が案出できるとの考えである。

しかし、先行研究で指摘しているように、地形区画だけを理由とするのは3次防時に陸幕が行った15個師団の検討や、1981年に四国に新設された第2混成団を考えるとこの地形区画の理論だけでは多少無理がある<sup>158</sup>。このことは、51大綱策定時に陸幕編成班長であった村松榮一元西部方面総監の証言からもみることができ、それは「関東にいる師団と福島

152 制度調査委員会が作成した報告書。制度調査委員会は、将来を見通した我が国の防衛政策問題、特に防衛力を段階的、漸増的に整備する長期計画を研究するために1952年9月2日に設置され、委員長は増原保安庁次長、委員は林第一、山崎第二幕僚長とし、その下部組織として財政経済、制度調査、防衛対策の3分科委員会を設置した。同委員会は、1974年9月26日長官指示第4号で廃止されている(防衛庁史室編「戦後防衛の歩み 警察予備隊から自衛隊へ 124」『朝雲新聞』1991年7月5日)。制度調査委員会及び制度調査報告書については、以下の文献を参照。『堂場文書』；大嶽編『戦後日本防衛問題資料集 第三巻』。

153 渡壁「私感浅史」60頁。陸幕第3部編成班の中村定臣(元中部方面総監)が師団改編の主務者であった。なお、管区隊を師団に改組する考えは、1953年3月の制度調査報告(第1次案)頃にみられる。

154 同上、65頁。なお、51大綱策定時、村松榮一元陸幕編成班長は、ドイツの軍政学者が2万平方キロに1万人とする考えを使って大蔵省に説明した、と述べている(防衛研究所戦史研究センター編「村松榮一オーラル・ヒストリー」『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』(防衛研究所、2014年)、317頁。(以下「村松榮一オーラル・ヒストリー」))。

155 制空権下の行進となることを考え、当時の管区編成の連隊を半分くらいにし、夜間7時間のうちに移動と配置完了できる身軽さを求めている(渡壁「私感浅史」65-67頁)。

156 渡壁「私感浅史」66-67頁。改編主務者の中村定臣は、指揮結節の縮減を考慮し普通科連隊の大隊を廃止し、大隊の機能を合わせた中隊を編成したが、中隊という名称ではなく戦隊(Battle Gp)の名称にすべきであり、また他の職種とは違い普通科連隊の中隊は大中隊、実際は大隊である、と証言している(同69-70頁)。

157 同上、68頁。

158 渡邊「陸上自衛隊の師団創設」52頁。

の盆地にいる師団と、地形が一区画だから一つという話にはならない」、「(地形区画のみによる) 理屈は、少し難しい」、「(13 個というのは) このぐらいの兵力で、それらをやっつけるためにはどういう単位が要るか、というので発想しなきゃだめ」<sup>159</sup>とする点である。13 個師団への改編理由は、国会での政府答弁のほか、改編主務者の中村(定)が「主として地形区画で、(中略) 最小限一三個は必要」<sup>160</sup>と証言していることから、13 個という数が地形区分から出されたものとして説明している文献が見られる<sup>161</sup>。しかし、村松の証言や先述の「赤城構想」の内容(防衛構想、将来戦への適合性等の軍事的要因、政治・財政的要因など)を踏まえると、地形区分は確かに一つの要素としてはあるものの、軍事・政治・財政及び国際情勢、また当時の財政・政治状況や世論等を踏まえて案出された単位数であると考えらるべきであろう。

師団への改編はこのような経緯を踏まえ、約 9,000 人(4 個連隊)編成の師団を 4 個、約 7,000 人(3 個連隊)編成の師団を 8 個、さらに約 6,800 人編成の機械化師団を 1 個とする計 13 個師団が最終的な編成案となった。この編成が従来の編成と異なる点は「戦闘単位(普通科中隊)を 4 単位制」とした点や、「1 単位当りの規模を小型にし、軽快化、機動化」を図った点等にあり<sup>162</sup>、この改編によって「小型軽量化による機動性の向上、戦闘単位の独立戦闘能力及び融通性の向上、対戦車能力の向上、通信整備による指揮能力の向上等によって、総合的な戦闘能力は現在(筆者注:改編前の態勢)より相当高くなる」ものと防衛庁・陸上自衛隊は考えていた<sup>163</sup>。

#### (イ) 5 個方面隊 13 個師団体制の成立

13 個師団への改編は、1961 年 1 月 13 日の国防会議において、2 次防と切り離し 1961 年度に行うことが決定<sup>164</sup>された後、「自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第 28

159 「村松榮一オーラル・ヒストリー」316-317 頁。

160 渡壁「私観淺史」68 頁。

161 例えば、田中明彦「安全保障 戦後 50 年の模索」(読売新聞社、1997 年)202-204 頁、防衛学会編『国防用語辞典』142 頁、朝日新聞安全保障問題調査会編『日本の自衛力』(朝日新聞、1967 年)92 頁。このほか、間接侵略対処を重視した配置であるとする研究等もある(佐道『戦後日本の防衛と政治』114-115 頁。朝日新聞安全保障問題調査会編『日本の自衛力』93 頁など)。

162 防衛局制度調査委員会「師団改編について」第 1 章第 1 節。装備品については、「さしあたり管区隊及び混成団に装備されているものをそのまま師団に充当する」が、「師団改編を契機として当面消耗分の更新を通じ近代化を図るとともに、将来国力に応じ定数増を実現して行きたい」としている。

163 同上、第 1 章第 3 節。

164 「36.1.13 国防会議決定」『堂場文書』通し番号 1933。

号)」<sup>165</sup>の審議を経て、6月27日に成立した。国会では、改編の目的、ペントミック師団<sup>166</sup>との関係、新編成の内容等が審議されたが<sup>167</sup>、このうち改編理由(目的)に関する政府説明は、1961年1月16日に制度調査委員会が作成した「師団改編について」とほぼ同じ内容であり、政府はこれを原案にしたと考えられる。

これによると、師団に改編する理由は、第1次防衛力整備時において管区隊と混成団をもって「漸く10単位を確保し得た」が、「その後における戦術構想の変化及びわが国の地形に対する適応性の検討の結果、1単位あたり9,000名程度の編成が適当であり、更に部隊配置の面からみても、最少限<sup>ママ</sup>13単位が必要」とするもので、編成規模と単位数の見直しを述べている<sup>168</sup>。そして、「北海道はその地形上4地区に分かれ、防衛上機械化師団を含めて5ケ単位を必要とするが、全般的考慮から4ケ師団を配置することとし、1ケ師団(筆者注:第11師団)を増強する。阪神地区を含む近畿、中国、四国の地域に1ケ管区隊を配置しているにすぎないが、西日本防衛力の増強並びに阪神地区警備力増加のため、中国地区に1ケ師団(筆者注:第13師団)を増加する。関東、甲信越地区に現在配置されているのは、1管区隊のみであるが、裏日本における防衛及び京浜地区に対する警備支援の観点から甲信越地区に更に1ケ師団(筆者注:第12師団)を増加する」<sup>169</sup>と配備上の考慮から新たに3個師団を増加する理由がみられる。

さらに、先述の「赤城構想」で問題点と捉えていた機動性については、「(小型化と機動性の向上について)我国の地形に適合して行動するためには、師団の内部構成は強力にして小じんまりした戦闘単位を以て構成するのが望ましい。現在の管区隊は(中略)我国の地形に対しては鈍重にすぎる。このため戦闘単位を縮小し、1個単位(連隊)約2,000人、車両350に小型化し、機動性の向上を期する必要がある」、また独立性については「(独立性と融通性の強化については)現管区隊は旧米軍の戦術を基本とし、分隊に至るまで3単位制を採用している。しかし、我国の防衛上各級部隊は、いずれも四囲に対する戦闘力並びに部隊に融通性ある運用のため、原則として各級部隊はいずれも4ケ単位制を採用するのか適当である。又指揮段階の簡素化のため、現在の管区隊-連隊-大隊-中隊という編成を改めて、師団-連隊-中隊という編成とし、中隊の大型化を図る必要がある」<sup>170</sup>とし、

165 提案の理由は、第38回国会衆議院内閣委員会議録第4号(1961年2月16日)4頁(西村直己防衛庁長官説明)を参照。

166 ペントミックとは、5画形を表すペンタゴンと核を表すアトミックをつなげた造語であり、核による被害を局限し作戦(・戦闘)を遂行させるために考えられた編成である。

167 第38回国会衆議院内閣委員会議録第23号(1961年4月11日)4-8頁(西村直己防衛庁長官、海原治防衛庁防衛局長等答弁)。

168 防衛局制度調査委員会「師団改編について」第2章第1節。

169 同上。

170 同上、第2章第2節。

先述の陸上自衛隊内での検討が反映された内容となっている。

13 個師団への改編事業は、36 年度及び 37 年度の 2 ケ年度をかけて行われた。当初陸上自衛隊は、「大きな予算額を伴わないとすればできるだけ早く編成することが望ましい」、「治安出動、災害派遣の面からすればより現実的に早期実現が望ましい」ことを理由に、単年度での改編を考えていた<sup>171</sup>。しかしながら、管区隊の名称を師団と変更するには法律上の手続きが必要であることや、人事異動・人件費等を考慮して 2 ケ年度に分けて実施することとした<sup>172</sup>。改編は、新設師団と北部・東部・中部方面隊を初年度（1962 年 1 月 18 日に、第 1・2・3・5 管区隊及び第 10 混成団の師団改編と第 11・12・13 師団の新編）、西部・東北方面隊を次年度（1962 年 8 月 15 日に第 4・6 管区隊及び第 7・8・9 混成団の師団改編）に行い、5 個方面隊 13 個師団の編成が完結した。

## おわりに

「新師団とは名実共に、日本人の頭と手で考えた師団であり、（中略）1 次防は日本としての形はないわけです」<sup>173</sup>と師団改編の主務者であった中村定臣が述べているように、警察予備隊発足以来、日本の陸上防衛体制は、米国の対日防衛圧力と国内の政治情勢（「軽武装・経済優先路線」など）の影響を強く受けながら維持・発展してきたため、作戦基本部隊の数、編成及び配置等は 5 個方面隊 13 個師団体制の成立まで決して十分なものではなかった。

その変遷をみてみると、警察予備隊の時代は、米国の指示により警察予備隊の定数、組織及び配置等が決まっていたため、その枠の中で陸上兵力を整備しなければならなかった。このため、米陸軍の 3 個単位制をモデルとした管区隊の編成は、日本の地形に対する適応性に欠け運用上の困難性を伴うものであり、特に、均整のとれた部隊配置の面から問題があった。このため、講和条約締結後の陸上防衛体制を巡る日米の協議では、陸上兵力数と作戦基本部隊の単位数の増加が焦点となり、先ず兵力数（定数）を 13 万人にすることが合意された。そして、この増員により警察予備隊は、中央からの距離があり、かつ海峡により分断され非常に守りにくい北海道で独立して作戦する、ことを目的とした北部方面隊を新編（編成時期は保安隊発足時）した。

次の保安隊の時代は、治安維持から直接侵略対処へと任務が移行する過渡期であった。

このため、同盟相手である米国と様々な協議等が行われ、① 1953 年以降の或時期から

171 同上、第 3 章第 1,2 節。対米関係上、施設計画上、世界主要国の趨勢も理由としている。

172 渡壁「私感浅史」63 頁。

173 同上、61 頁。

北海道防衛責任を日本側が負うこと、②作戦基本部隊数を10個単位、陸上兵力を18万人とすること(米側は「当面の数」と認識)などが確認された。また、新たな任務に備え管区隊数の増加を要求していた保安隊は、定数枠(11万人)内での編成作業が困難であったことから、規模を縮小した管区隊(縮小管区隊)の編成をもって作戦基本部隊数を増加することを決め、第5・6管区隊が編成された。

このような経緯を経て発足した陸上自衛隊は、定数13万人の1個方面隊6個管区隊体制でスタートした。そして、米地上軍撤退の影響や防衛6ヶ年計画の策定などを通じ、1次防開始年度(1958年)には陸上兵力17万人となり、陸上自衛隊はこの増員をもって方面隊(西部方面隊)と混成団(第7・8混成団)を編成した。この新たに編成された混成団は、財政上の問題から管区隊とは別の小型化された組織として編成された。そして、小型化された代わりに当初計画された4個全ての混成団を機械化する計画であったが、財政上等の問題で1個混成団(第7混成団)しか整備されなかった。また、混成団の新編により日米で合意した10個の部隊単位は保有したものの、各々の部隊は規模や特性が異なり、地域の警備など防衛行政上の責任もあったため管轄区域外への自由な移動ができない状況であり、さらに部隊の配置も均整のとれたものではなかった。

これらの問題に対処するため、陸上自衛隊は方面管区制を導入して作戦基本部隊の自由な移動を確保するとともに、防衛・警備及び行政上を考慮し、かつ均整のとれた配置となるように作戦基本部隊の単位数を13個に増やし、これを師団と改めた。陸上自衛隊の5個方面隊13個師団体制が成立したことにより、作戦基本部隊が方面管区制の下で自由に行動が出来るようになり、また脅威に備えかつ均整のとれた部隊配置をとることができるなど、陸上自衛隊が警察予備隊創設以来問題として捉えていた事項が解決され、理想とする体制がようやく整ったかにもえた。しかし、方面管区制の導入によって師団の運用は柔軟性を確保できるようになったものの、「十八万人の中でなんとか戦略単位を作りたい」<sup>174</sup>との証言にみられるように、肝心の師団の編成等そのものが国内政治・財政上の制約を受けていたため、規模(9,000人師団と7,000人師団)・特性(歩兵型師団と機械化師団。その比率の是非を含む)の相違や部隊の空白地域(四国地方)が存在し、陸上自衛隊が目指していた「均衡ある姿」には改編できなかった。さらに、この体制の前提となる18万人の整備目標も達成できなかったことなど、陸上自衛隊にとって新たな問題が生じることになった。

1961年6月、杉田一次陸上幕僚長が陸上自衛隊幹部会議の席上で「陸上自衛隊は欠員を持ちつつ13個師団の改編を実施するに至ったのでありまして、防衛的見地よりすると内部に弱点を形成することになるわけでありまして。私が特に諸官の注意を強く喚起したいのは

174 「堀江正夫オーラル・ヒストリー」297頁。

実にこの点にあるのです」<sup>175</sup>と述べているように、陸上自衛隊は、5 個方面隊 13 個師団体制の成立をもって陸上防衛体制が整ったとは認識せず、この体制上の問題解決に向け次の防衛力整備計画等に取り組んでいくことになる。

(ひだだいすけ 2 等陸佐 安全保障政策史研究室所員)

**資料 5 個方面隊 13 個師団体制までの作戦基本部隊等の変遷**



(出典)『警察予備隊総隊史』、『保安隊史』、『自衛隊十年史』、『防衛庁五十年史』、『防衛年鑑 1955 年』を基に筆者作成

175 「陸上自衛隊変遷史」『偕行』通巻 768 号 (2015 年 1 月) 30 頁。